（左）丹殻染格子着物　（右）桜染小格子着物

制作中の中野さん

（左）上の写真の右の着物と同じ　（右）藍染微塵格子着物

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第14回

自然体で生きる女性の凛とした美しさを表す紬の着物　中野（なかの）みどりさん

「機織り」という仕事は、どこか女性の心をくすぐるものがあるようです。男性もまた、女性が機織りをしているところを見たりすると、ある種の憧れのような感情を抱く人が多いのではないでしょうか。まして、糸を草木で染めて着物を織っているなどと聞くと、昔ふうの従順な女性のイメージを持ったりするのではないかと思います。

「機織り」という仕事に対して抱かれているそのようなイメージを、染織家中野みどりさんはある意味で裏切るし、女性の「着物を着る」ということについても、世の男性たちが持つイメージとは完全に異なった考え方をしています。その内容をここで具体的に列挙していくためには与えられている字数があまりにも足りませんが、せんじ詰めて言えば、「機織り」というのはとてもキビシイ仕事で安易な気持ちでは取り組めないということ、それから、「着物」は自律した女性にこそ似つかわしいというふうに考えているということです。

そんなことを中野さんに説かれてみると、なるほど言われてみれば、と考えの改まるところがあります。そしてその後で女性の着物姿を想像すると、着物は本来「自然体で生きている女性の凛とした美しさを表すのだ」というふうに思えてきたりするのです。

考えてみれば、現代生活の中では身体の動きを拘束するかのように感じられて、着物を敬遠する人が圧倒的多数である中で、中野さんが30年以上、300反近くの着物を織り続けてきた（そのほとんどが売れてきた）のには、「なぜ着物か」の哲学のようなものが支えとしてなければならなかったはずです。その「哲学」が中野さんが織る着物に、他に見られない独特の存在感を与えています。

哲学などというとムズカシクなってきますが、具体的には身体を包む布のやさしさ、あたたかさ、そして丈夫さとして表れてくるものです。そういった性質は、中野さんの着物にはありますが、意外なことに現代の大方の着物が失ってしまっています。現代の女性が着物を着なくなるのは、ある意味で当然ともいえます。

もうひとつ、中野さんが世の一般的なイメージを裏切っていることがあります。彼女は糸を草木で染めますが、草木染というと、工房は山の中にでもありそう、というのが世の人の先入観です。しかし彼女の工房は東京郊外の住宅街の中にあり、普通の民家の台所で草木から染液を煮出し、そして糸を染める作業を行っています。染材は東京郊外には庭木など豊富にあります。それで「都市は森である」という考え方を中野さんはしています。

やさしく、あたたかく、そして丈夫に織られた布

（制作／かたち21）

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 624
2009 January

美の工房　工芸評論家●笹山　央
03 新年の挨拶／変革へのチャレンジの年に！（年頭にあたり）
日本土地家屋調査士会連合会会長●松岡　直武
04 新年の挨拶／新年を迎えて
法務省民事局長●倉吉　敬
05 業務基盤の安定と発展を期して基本合意書の署名式を挙行
06 カダストラル・スタディーズ
第6回国際地籍シンポジウム　論文紹介Ⅱ
14 CSIS　寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」
第4回公開シンポジウム「参加する・しない？～地域におけるサステナブルな空間情報基盤のあり方について」
18 教育界へのアプローチ　―ある土地家屋調査士の挑戦―
―教育のプロとして人の痛みを感じるために―
20 「境界問題相談センター岡山」設立
24 県民の「いい土地 いい関係」を目指して
境界問題相談センターいわて 設立
28 調査士スカウト部隊登場！
千葉でも寄附講座始動
30 境界シンポジウム in ふくおか 2008
35 広報最前線／高知会
37 世界遺産候補地
「金と銀の島、佐渡」－鉱山とその文化－
～日本を支えた金銀山を世界遺産に！～
39 ネットワーク50
熊本会
40 特定認証局の動き
みんなで考えるオンライン登記申請
42 会長レポート
46 LOOK NOW
ADRセンター合同研修会
講師は早稲田大学・和田教授　ロールプレイで実力アップ
47 ちょうさし俳壇
48 大規模災害基金状況
50 なるほど　ナットク　国民年金基金13
ご存じですか？国民年金基金は50歳代からでも加入できること！
52 会務日誌
53 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
54 平成20年度土地家屋調査士試験の結果について
55 会員研究論文募集のお知らせ
56 会員の広場を利活用ください
58 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業企画案募集
59 土地家屋調査士名簿の登録関係
60 土地家屋調査士の本棚
全訂 不動産表示登記入門／公証Q&A―公証役場へ行こう！／香川保一 随筆集 春風秋雨（二）
61 ブロック新人研修開催公告　東北ブロック
61 編集後記

表紙写真
「振向く地蔵」
第23回写真コンクール銀賞
太田　正人●長野会

変革へのチャレンジの年に！
（年頭にあたり）

日本土地家屋調査士会連合会会長　　松岡　直武

全国各地でご活躍の土地家屋調査士のみなさん、新年明けましておめでとうございます。昨年は内外ともに激動の一年となりました。世界の各地から連日伝えられる地球温暖化の加速度的進行、未曾有の自然災害、紛争、飢餓に加えて、猛烈な世界同時不況の到来という非常事態に、世界を席巻してきた過度な市場原理主義がもたらしたマイナス面についても厳しく検証されています。

土地家屋調査士の業務環境にとりましてもまた、厳しい一年でした。雇用環境、経済環境の悪化は住宅着工戸数の鈍化に直結することとなり、私たちの基盤業務である不動産登記申請手続件数の減少となって表れています。

一方、会員の皆さんの業務の進化への努力に一定の成果も現れています。各地の土地家屋調査士会等が「基準点過疎地域」に設置した登記測量に用いるための測量基準点を、不動産登記法上の基本三角点等として取り扱うことができることとなったことは、土地家屋調査士の業務と登記測量の重要性についての社会的合意を得る上でも重要な意義があると認識しているところです。

また、長年「運動」として取り組んできた土地家屋調査士会 ADR センターは、昨年末で全国 34 会に設置されるに至り、ADR 法に基づく法務大臣の認証手続についても大阪・愛媛の二会に続いて数会が法務大臣の認証を得るべく手続を進めています。

ADR における手続実施者とともに制度の担い手である ADR 代理権認定調査士は、既に 3100 名を超えました。筆界特定制度についても制度創設以来 3 年を経過し、今や社会的存在になった感さえあります。

他方、4 年近くを経過したオンラインを利用した登記申請については昨年 1 月に、いわゆる別送方式が採用されたことにより、全体の利用件数としては漸増しつつありますが、表示に関する登記については、今一歩の感をぬぐえません。一層の利用をお願いするとともに、一日も早い完全オンライン化を実現するため、より使い勝手の良いシステムへの改善と、書面で作成された添付情報等を電磁的記録化・電子申請するについての課題を克服する必要があります。

過日政府が発表したオンライン申請拡大行動計画に於いても、資格者代理人等の関与するオンライン申請について、添付情報の簡素化の方向が打ち出されています。

連合会では、軌道に乗りつつある不動産登記規則 93 条対応の不動産調査報告書の内容を更に充実させ、実績を重ねることで、オンライン申請の隘路を解消する一つの方策としたいと考え、政府にも検討方を要請しているところです。

また、公共嘱託登記関連業務の受託に関しては、先年政府の示した「公共調達の適正化指針」等に基づき、随意契約方式から競争入札制度への転換が進められています。

連合会では、競争入札事務における参加資格に係る業務区分の見直し等を政府・立法府に要請しているところですが、入札参加を希望する個々の調査士の皆さんにおかれましても応札のための環境の整備をご自身で整えていただく必要があります。

高度情報化社会・電子化社会の加速度的進展、司法制度改革、規制改革、行財政改革といった時代の変化、国策の転換等への措置とともに、私たちの提案や構想のいくつかも立法化され、今まさに実施段階に入っています。私たち国家資格を基盤とする専門家は、「時代は猛スピードで変革しつつある。それは彼方の出来事ではなく、自身がその渦中にある、変革の波に適切に対応するのでなければ将来像は見えてこない、そのことを強く意識して行動することが、社会の要請に適切に応え、依頼者の利便性の確保に繋がる」との認識を一層深め、行動することだと考えます。

基盤業務である表示に関する登記関係業務、ADR・筆界特定制度といった紛争解決分野への関与、地図作りをはじめとする関連分野への積極的参画等のそれぞれが相乗効果をもたらし、時代の変革に適切に適応するため会員の皆さんの一層の研鑽と意識の変革がとても重要です。

新しい年を迎え、連合会のスローガンである「会員の基礎体力の向上、会員力の結集」を旗印に、より良い形での変革が期待できる年となりますよう、連合会、ブロック協議会、単位会、支部の各組織と役委員、会員がそれぞれの立場・持ち場に応じて役割分担しながら、一丸となって進む新年でありたいと念じています。

新年を迎えて

法務省民事局長　　倉吉　敬

全国の土地家屋調査士のみなさん、新年明けましておめでとうございます。

毎年、暮れになると、京都の清水寺で、その年の世相を一字で表す漢字が発表され、貫主が墨痕鮮やかにその文字を書き上げるという催しがあります。日本漢字能力検定協会が全国規模で募集しているものですが、昨年の漢字に選ばれたのは「変」でした。応募総数11万1000通のうち6031通を集めて一位だったということです。その理由として多くの人が挙げたのが、米国発の金融危機や株価暴落等の経済の変動、派遣社員のリストラや内定取消し等の雇用不安、餃子や事故米等による食の安全に対する意識の変化、地球温暖化や大型地震等の気候異変、秋葉原の無差別殺人やひき逃げのような凶悪で変な事件の頻発などでした。しかし、4人の日本人（1人の方は米国籍ですが）がノーベル賞を受賞するという、しかも、そのお一人お一人がきわめて個性的な日本人であるという痛快なニュースもありました。スポーツの世界でも、ゴルフ、フィギュアスケート、ソフトボール、テニス等の様々な種目で、一回り大きく、たくましく変わった日本人選手が次々に出てきました。「変」を選んだ人達の気持ちには、今年こそはいい年に変えたいという思いもあるようです。事態が悪い方向に「変わった」と嘆くよりも、むしろ、事態を「変える」、変化に対応するという前向きな姿勢を大事にしたいものです。

さて、昨年は、登記制度に関わる者にとって記念すべき画期的な年になりました。まず、登記事務のコンピュータ化が当初の予定どおり3月末に完成しました。20年余の歳月を要したこの大事業が遂に完結を迎えたことに、ある種の感慨を覚えた方も少なくないでしょう。そして、7月には全登記所のオンライン化が完了しました。全国の登記所でオンライン申請を行うことができる体制ができあがったわけです。さらに、11月末には、全国に先駆けて宇都宮地方法務局において新しい登記情報システムが動き始めました。地図情報システムの導入も計画通りに進んでいます。

今年は、引き続き地図情報システムの全国展開とその基盤となる地図整備を進めることはもちろん、これと併せて、現行の登記情報システムから新しいシステムへの切替えを順次進めていきます。地図情報システムがこの新システムと連動することにより、登記事務は一層円滑に処理されることになります。オンラインによる登記申請事件も、昨年から実施した改善策も相まって、土地家屋調査士のみなさんのご理解とご協力の下、着実に増加しています。今後とも、みなさんの視点を念頭に置きながら登記情報の高度利用策を進めていきたいと思います。

筆界特定については、施行日から昨年11月末までの3年弱の間に約7000件以上にのぼる申請がありました。この数字は、この制度に対する国民の期待と信頼の大きさを物語るものであり、筆界調査委員又は申請代理人として活躍してこられたみなさんの自信にもつながることでしょう。また、大阪、愛媛の各会がADR基本法に基づく紛争解決事業者の認証を受けているほか、各会でも「境界問題相談センター」を開設し、境界紛争の解決に向けて、組織的かつ積極的に取り組んでこられました。

法務局の地図行政には、みなさんの専門的知識の活用が不可欠です。今年も、前向きなみなさんと連携しながら、よりよい制度の構築と運用に努めていこうと考えています。

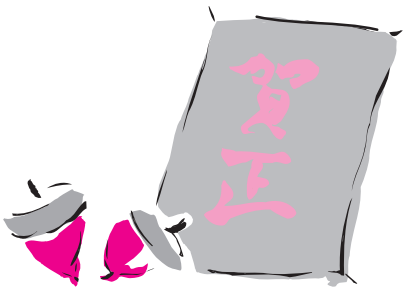

業務基盤の安定と発展を期して基本合意書の署名式を挙行

日本土地家屋調査士会連合会（以下、「日調連」という。）と社団法人全国測量設計業協会連合会（以下、「全測連」という。）は、平成20年12月3日、アルカディア市ヶ谷において、両連合会の会長が、業務基盤の安定と発展を期して基本合意書を取り交わした。

基本合意書の内容は、「互いの立場を尊重し、それぞれの業務に適用される法令等を遵守する。」、「互いの特性を発揮し、更なる発展のため新たな事業創設に向け連携する。」、「両者間の諸問題について互いに協調して解決するため、協議会を創設しその任に当たらせる。」の３項目からなる。

日調連の松岡会長は、最初に今回の調印に尽力された関係者に対する感謝の意を述べたあと、「私ども土地家屋調査士会と測量業界、わけても多くの登録業者が加入されている全測連とは、不動産登記法、土地家屋調査士法又は測量法をそれぞれ根拠法に持つ異業種でありながら、実は最も関係の深い業界で、ともに我が国の測量関係分野における枢要な地位と役割を果たしている業種であると認識しております。今、世界でも、日本でも、測量に関する分野は、これまでの土地を測って図面化する機能から地理情報としての役割、土地情報としての役割、更に地理空間情報という言葉に代表される、とても大きな役割を担った総合情報分野にも位置付けられ、進化し続けることで、我々の役割は更に大きくなることが予測され、両団体が力を合わせてその環境を整える必要があります。」と挨拶した。

全測連の尾野会長からも、「激動する社会状況の中で、双方が協力体制を採り、お互い役割分担しながら業務が遂行できるとした本日の基本合意が、法務省と国交省の関係者立会の下、調印されたことは画期的な出来事であり、今後ますます土地家屋調査士、測量士もしくは測量業界、それぞれの果たす役割は一層高まるものと確信しております。」との挨拶があった。

この基本合意書の取り交わしは、日調連と全測連が未来に向かって業務基盤の安定を期すその第一歩であり、この署名式には、法務省民事局民事第二課から前田幸保補佐官、国土交通省国土地理院企画部測量指導課から田中博幸補佐のご臨席を仰いだ。

今後、両連合会が、共通のテーブルにつき、情報交換を密にし、お互い理解を深め、社会に貢献できる組織として責任を果たすことを誓い、式典を終了した。

（取材：広報部）

出　席　者

日本土地家屋調査士会連合会		社団法人全国測量設計業協会連合会	
会　長	松岡　直武	会　長	尾野　安次
副会長	下川　健策	副会長	遠藤　修一
副会長	横山　一夫	独禁・入契委員長	西出　善助
副会長	大星　正嗣	独禁・入契副委員長	小田　義人
副会長	小林　庄次	法制部会長	大沢　　隆
社会事業部理事	海野　敦郎	専務理事	加納　正敏
業務部理事	小野　　勇	総務部長	福島　郁夫
専務理事	瀬口　潤二	企画部長	若木　泰宏
常務理事	竹谷　喜文	業務部長	宮崎　清博

オブザーバー

法務省民事局民事第二課	前田幸保	補佐官
国土交通省国土地理院企画部測量指導課	田中博幸	補佐

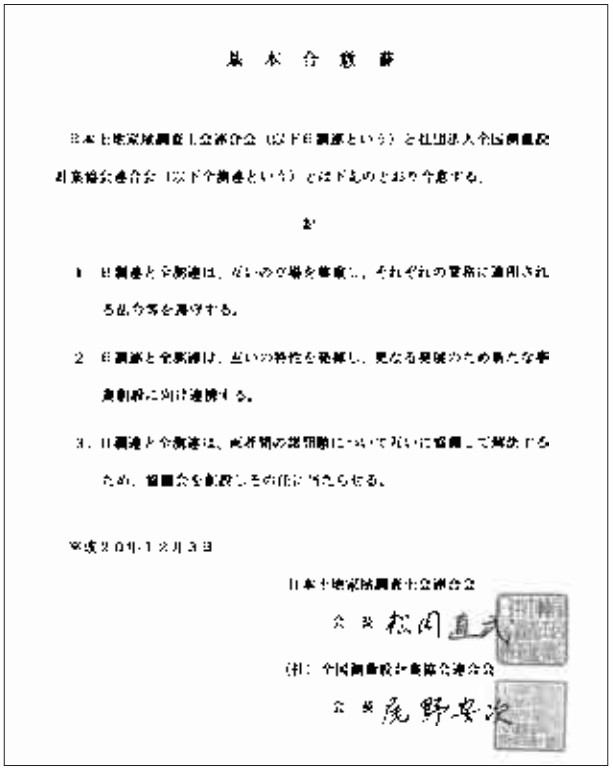

基　本　合　意　書

日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）と社団法人全国測量設計業協会連合会（以下「全測連」という。）とは下記のとおり合意する。

記

1　日調連と全測連は、互いの立場を尊重し、それぞれの業務に適用される法令等を遵守する。

2　日調連と全測連は、互いの特性を発揮し、更なる発展のため新たな事業創設に向け連携する。

3　日調連と全測連は、両者間の諸問題について互いに協調して解決するため、協議会を創設しその任に当たらせる。

平成20年12月3日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　松岡直武

社団法人全国測量設計業協会連合会
会長　尾野安次

日調連 松岡直武会長以下役員

全測連 尾野安次会長以下役員

日本土地家屋調査士会連合会
松岡直武会長

全国測量設計業協会連合会
尾野安次会長

カダストラル・スタディーズ

第６回国際地籍シンポジウム　論文紹介Ⅱ

今月は、「第６回国際地籍シンポジウム in 韓国（10 月 8-9 日開催）」の第２分科会「地籍測量、測位」で発表された日本・韓国・台湾発表者の論文を紹介いたします。

日本における14条地図整備推進のための基準点整備等の動向
～測量成果の品質確保～

大瀧　茂
日本土地家屋調査士会連合会　登記基準点有識者協議会委員
(社)日本測量協会　測量技術センター基準点データ提供部長

1．都市再生街区基本調査

1.1　都市再生街区基本調査の創設

国土調査法に基づき作成された地籍図は原則として、不動産登記法 14 条第１項に規定されている 14 条地図（以下「地図」という。）として登記所に備え付けられる。土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画を一筆といい、登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引の単位となっている。一筆ごとの土地について所有者、地番、地目、境界及び面積を調査する地籍調査は、土地の境界を明確にし、土地取引による経済活動全体の円滑化・活性化につながり、公共事業などを円滑に進めるためにも早期に取り組むことが必要です。しかし、日本における地籍調査の進捗率は全国 46％であるが、都市部では土地の権利関係が複雑なため調査が遅れ、19％である（表－１）。

表－１　地籍調査の達成率（2003 年度末現在）

	対象面積 (km²)	実績面積 (km²)	達成率 (%)
ＤＩＤ	12.255	2.303	19
宅　地	17.793	8.643	49
農用地	72.058	49.422	69
林　地	184.094	72.175	39
合　計	286.200	132.543	46

東京「六本木ヒルズ」の開発計画では、境界や面積の確定作業に約４年を要した。境界を正確に反映した地図の未整備は、都市部の再開発事業の支障となるばかりでなく、経済の面にも悪い影響を及ぼす。こうしたことから、2003 年６月の都市再生本部会合において、全国の都市部における地籍整備を推進するため、関係省庁が協力して推進するよう指示があった。これらを踏まえて、土地・水資源局国土調査課を調査実施主体とする「都市再生街区基本調査」事業が創設された。

1.2　街区基準点等の整備

作業・測量等を行う主体として、国土交通省国土地理院（以下、「国土地理院」という。）が担当し、2004 年から 2006 年までの３年間で、全国 DID 地域（人口集中地域）のうち 751 市区町（約 10,100 km²）に 19 万点を超える街区基準点が整備された。また、国土地理院は、三大都市圏（(独)都市再生機構が担当）以外の街区点測量も担当し、街区基準点を基に、現況測量結果図を作成するために必要な街区点（街区の角の位置を示す点で公図の四隅の対応点）の位置を測量した（図－１・２、表－２）。

●４等三角点、公共基準点等を基準として、街区基準点を測量・整備します。
●街区基準点等をもとに街区点を測量し、現況測量結果図を作成します。

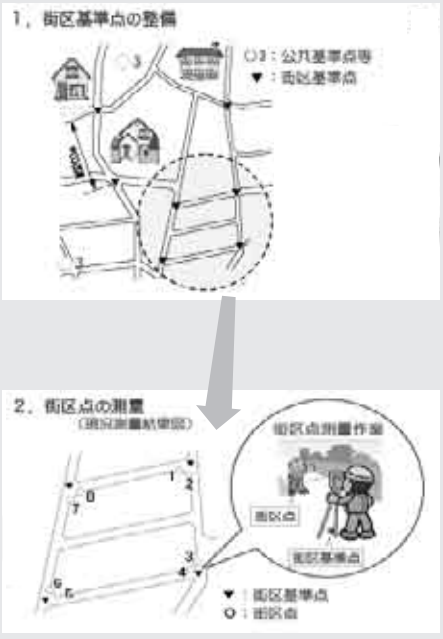

図－１　街区基準点測量・街区点測量（国土調査課ホームページ）

標識の種類

街区基準点には、国家基準点や公共基準点を基準に約 500 m 間隔に設置される街区三角点と、この街区三角点を基準に約 200 m 間隔に設置される街区多角点があります。街区基準点測量を行うために節点鋲を、また、街区点測量を補間するための補助点鋲を設置することもあります。

街区三角点 φ 75 mm　　街区多角点 φ 50 mm　　補助点鋲 節点鋲 φ 40 ～ 50 mm

図－２　街区基準点標識の種類（街区基準点測量　国土地理院パンフ）

表－２　街区基準点測量の概要

街区基準点の種類 設置点数	測量作業方式	点間距離	基礎とする基準点
街区三角点 25,081 点	主として GPS 測量法	約 500 m	基本三角点（電子基準点を含む） 1・2 公共基準点
街区多角点 165,865 点	主として TS による多角測量方式 ネットワーク型 RTK-GPS 測量法（間接法）も使用可	約 200 m	基本三角点（電子基準点を含む） 1・2 公共基準点 街区三角点

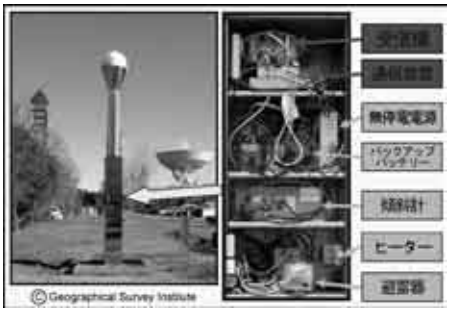

図－３　電子基準点内部の機器の構成
（国土地理院ホームページ）

基準点測量・街区点測量において使用した主な規程等は、次に示すものである

①都市再生街区基本調査作業規程
②都市再生街区基本調査作業規程運用基準
③都市再生街区基本調査街区基準点・街区点測量作業記載例
④基準点測量作業規程
⑤基準点測量作業規程運用基準
⑥基準点測量作業規程記載要領（案）
⑦測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル
⑧都市再生街区基本調査における電子納品要領（案）
⑨基本測量電子納品要領（案）
⑩測量成果電子納品要領（国土交通省）
⑪請負測量作業共通仕様書

また、街区基準点設置の当たっては、全国に整備された約 1,230 点の電子基準点（図－ 3）を既知点とした GPS 測量が行われた。電子基準点を使用することで、既知点での観測が省略できるので測量作業の効率化が図られた。なお、電子基準点の観測データは国土地理院ホームページよりダウンロードして解析する作業工程になっている。

1.3　街区基準点の活用への対応

2006 年 7 月、土地・水資源局国土調査課長より法務省民事局民事第二課長宛て、「街区基準点及び街区補助点成果の写しの管轄登記所への備え付け、不動産登記法に基づく地積測量図作成での活用、関係機関への周知を図る等」旨の通知がなされた。これを受けて 2006 年 8 月には、法務省民事局民事第二課長より日調連会長宛、「法務省関係機関への通知、分筆登記の申請に当たり、街区基準点の成果に基づいた調査・測量の実施を要請する等。」の趣旨の通知がなされた。また、日調連会長より各土地家

屋調査士会長宛て、前述の通知文を踏まえ、その趣旨を周知する通知がなされた。こうして、国土交通省・法務省・日調連の連携により、街区基準点の活用への環境が整ったのである。

2.（社）日本測量協会が果たす役割

2.1　監督業務支援

国土地理院では、街区基本調査に係る発注物件数は、2004 年度に 200 物件を超え、監督職員が大幅に不足することになり、この不足を補うために、街区基本調査に係る監督業務を補佐することを目的に、「監督補助業務委託制度」を導入し、監督業務の一部を（社）日本測量協会（以下「測量協会」という。）に委託した。全国に出先機関を持つ測量協会は、国土地理院からの委託を受け、国土地理院の総括監督員及び監督員の指揮の下で監督業務支援を行った。

測量協会は、監督業務支援として、監督補助業務計画に基づき、当該作業の発注後から

成果納品後、検査員による検査終了時点までの監督業務全般について、厳正、公平、丁寧な態度で、①請負測量の契約の履行に必要な資料の作成に関する業務、②請負測量作業現地の地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料等の作成に関する業務、③照合、点検等による測量成果の記載内容の確認に関する業務、街区基準点設置時の現地立会や現地作業の全行程の総合的な確認を行うために、観測終了後に実施する実地最終確認業務等の監督業務支援を行った。結果として、予定どおり都市再生街区基本調査を完了することができたのである。

2.2　測量成果の品質の確保

街区基準点は、事業終了後にも地籍調査をはじめとして各種公共測量の基準点として使用することから、国土地理院では測量成果品の検定を測量協会へ委託した。測量協会では、検定部門により、各種測量成果品の良否、内容の評価を的確に判定（検定）して、検定証明書を発行した。また、測量作業に使用する測量機器についても検定を行った。結果として街区基準点測量作業の高精度化･効率化が図られ、測量成果の品質の確保ができ、より信頼できる測量成果が得られた。なお、測量協会測量技術センターは、「測量機器および測量成果の検定機関」として国土交通省国土地理院に登録、認定されている。

3.　登記基準点を基本三角点等として取り扱うための手続き等

土地家屋調査士は、土地分筆登記、土地合筆登記、土地確定測量等における一筆地測量、法務省が実施する「地図混乱地域」における地図整備事業や、市区町が実施する「地籍整備事業」の境界立会、DID 地域の街区基準点等に基づく登記用の地積測量図の作成、筆界特定制度の中での筆界調査員として筆界の現地における位置を特定する等国策である地図整備の促進に向け、活動している。

こうした地図整備と国土調査法に基づく地図整備は相互に補っているのが現状である。

また、2003 年 6 月に、都市再生本部の「民活と各省連携による地籍整備推進」会議で、2005 年 3 月に施行された地積測量図の世界測地系座標化（改正不動産登記規則第 77 条第 1 項第 7 号）の方針が定められ、地積測量図には、特別な事情のある場合を除いて、近傍の基本三角点等に基づく測量成果による筆界点の座標値を記録することが原則化された。こうした状況を踏まえ、日本土地家屋調査士会連合会（以下、「日調連」という。）は、登記基準点有識者協議会を設置し、これまで土地家屋調査士等の努力により、一筆地の筆界点の座標値を公共座標値とするべく設置しておいた登記基準点について、基本三角点等として取り扱うための手続き等について検討を行った。検討結果に基づき法務省へ照会文を提出した。

基本三角点等とは、不動産登記規則第 10 条第 3 項で、「基本三角点等は、測量法（1949 年法律第 188 号）第 2 章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（1951 年法律 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証され、若しくは同条第 5 項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点」と規定されている。

2008 年 6 月、法務省民事局長から日調連会長宛て、所定の手続きを行った登記基準点については、基本三角点等と扱って差し支えない旨の通知があった。

この通知を踏まえ、測量協会は、登記基準点測量

成果の品質確保のため測量成果の検定を行い、検定証明書を発行した。この結果を踏まえ、登記基準点評価委員は一定の条件を満たす登記基準点測量成果として認定し（基本三角点等）、登記基準点評価委員会より法務省に通知する運びとなった。

「基本三角点等」として取り扱うことのできるための要件及びその認定手続き等について、登記基準点有識者協議会で決議し、法務省への照会文へ添付した規定等は次に示すものである。

①日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会設置規程
②日本土地家屋調査士会連合会登記基準点有識者協議会規程
③登記基準点認定規程
④登記基準点認定規程標準様式（付録）
⑤登記基準点管理規程
⑥登記基準点測量作業規程
⑦登記基準点測量作業規程運用基準
⑧登記基準点測量作業規程運用基準別表
⑨登記基準点認定手続きフロー図

登記基準点を「基本三角点等」として取り扱うための手続　登記基準点認定手続　フロー図

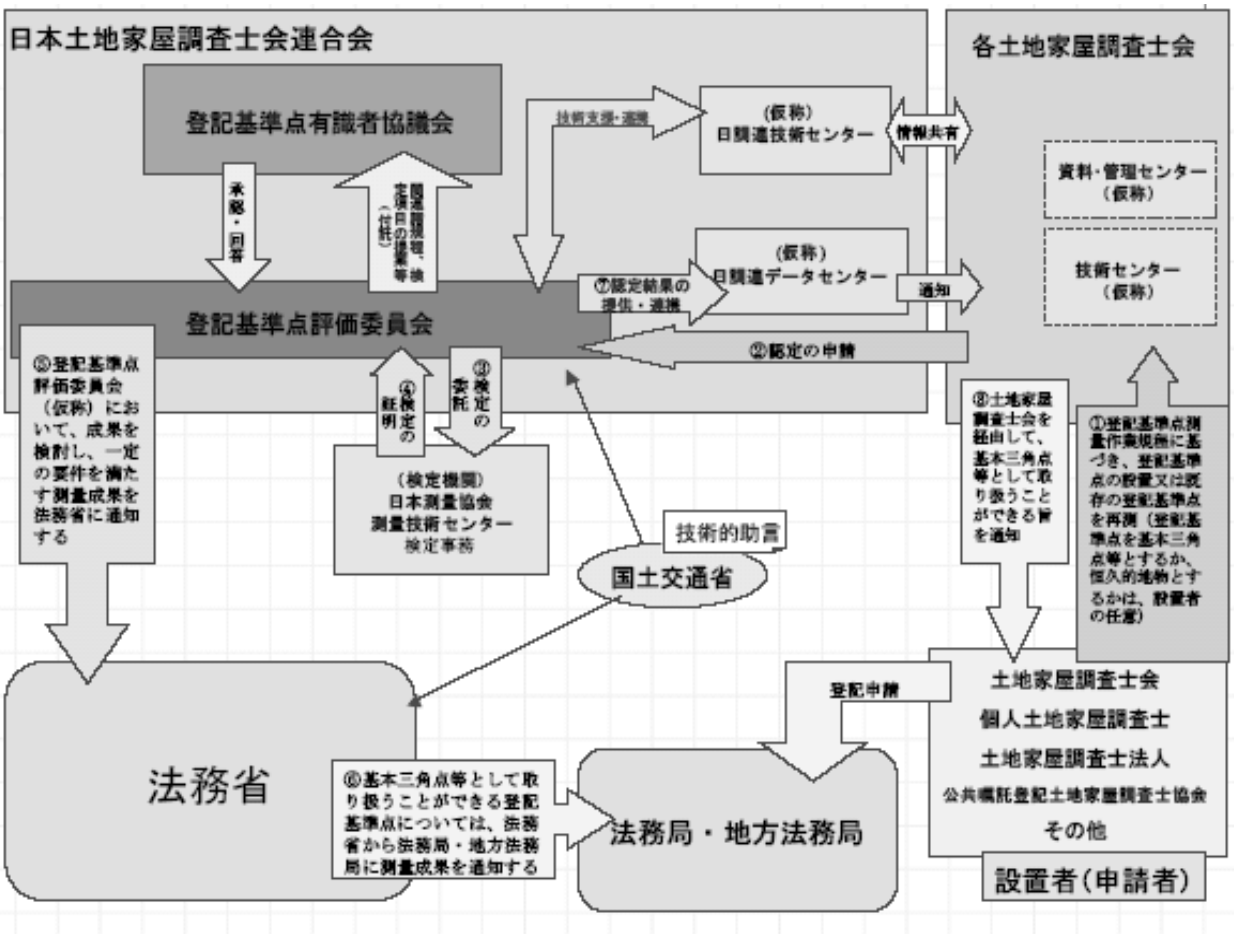

図－４　登記基準点を基本三角点等として取り扱うためのフロー

■ e-GPS VBS RTK を用いた土地修正測量の精度（発表者：Wei-hsin Ho ／台湾）

台湾内政部国土測量中心推動（National Land surveying and Mapping Center）は、基地局の有効範囲を拡張し密度を減少させるために、2006 年に e-GPS 基地局ネットワークを構築した。このシステムは、高精度の測位結果を得て、多目的なサービスを提供するために、**地域位置誤差補間**（regional position error interpolation）および **VBS（仮想基地局）**技術も含んでいる。本論文では、**VBS-RTK（仮想基地局を利用したリアルタイム動的干渉測位）**技術による補助基準点測量や**土地修正測量**（land revision survey）について議論する。

調査対象地は、2006 年に地籍図が完成している台北の Yin-Kao 地域である。最初に、VBS-RTK 北部サービスネットワークを用いて、調査対象地に位置する 4 級以上のすべての基準点および境界点を調査した。観測結果を地籍図の公式座標（VBS-RTK 座標系に合わせるために 6 つのパラメータで変換した後の値）と比較したところ、N 軸（緯度）で 2.2 cm、E 軸（経度）で 2.0 cm、位置で 3.0 cm の平均差（絶対値）があった（平均二乗誤差では、それぞれ、± 2.4 cm、± 2.6 cm、± 3.5 cm であった）。観測座標をアフィン変換したところ、1 点を除いて、位置差は 5 cm 以内に収まった。次に、VBS-RTK の精度を評価するために、VBS-RTK 技術を用いて土地補正測量を行い、区画ごとの座標値と面積の計算結果を既知データと比較した。農地や空地が多く、上空の視界がよく、VBS-RTK のみで観測を行った地域では、1 点を除いて、位置差が 6 cm 未満（規定内）に収まった。建物が多く、上空の視界に障害があり、トータルステーションを併用しながら観測を行った地域では、1 点を除いて、位置差が 5 cm 未満に収まった。

結論として、次のことが導かれる。1）VBS-RTK と既知データの座標平均差は 0.1 cm であり、VBS-RTK の観測精度はとてもよく、安定している。2 回の調査結果には、2 ～ 3 cm のシステム誤差があるので、VBS-RTK の結果を直接使うことはできず、アフィン変換を行うべきである。2）座標平均差と平均二乗誤差は、アフィン変換後、小さくなっているので、VBS-RTK の結果を 6 つのパラメータで変換し、既知データとより一致させることができる。3）上空の視界に障害がある場合には、再調査作業の際に、トータルステーションなど他の機器を併用する必要がある。4）VBS-RTK 座標から計算された区画面積（**の誤差？**）は規定内に収まっているので、VBS-RTK 技術は地籍再調査作業に利用可能であると言える。

■空中写真測量技術を用いた国土利用調査の実践的経験（発表者：Hsih-Hsien Wu ／台湾）

台湾では、1990 年以来、内政部が、国土資源の効果的な利用や土地関連情報の適切な管理に向けて、「国土地理情報システム（National Geographic Information System）」の発展目標を設定し、1995 年に、第一次全国国土利用調査を行った。しかし、土地利用の変化があまりにも急激であり、過去の土地利用調査結果が今日の国土計画の要求を満たせないため、国土情報を更新することは緊急課題であった。近年、空間情報技術の発達により、写真測量やリモートセンシングの画像が簡易に入手・応用できるようになっている。そこで、内政部は、「国土地理情報システムプログラムー基本環境建設作業第 2 段階（2nd Stage of Basic Environment Construction Work）」として、「国土利用調査（National Land Use Investigation）」プログラムを立ち上げ、2006 年から 2008 年に、国土測量中心推動が第二次土地利用調査を推進することとなった。第二次土地利用調査では、主として、写真測量およびリモートセンシングを利用した画像解析や現地調査を行い、地籍図・地形図のデータを参照することでデータ更新の効率を高めている。国土利用調査は、国土利用の現状を把握し、国土情報の基本データ倉庫を充実させるのに役立ち、さまざまな機関の国土計画・管理の要求を満たす。

本プロジェクトのフローチャートは図 1-1 のとおりで、写真測量画像の豊富な情報と参照地図データや現地調査を活用し、最新の国土利用調査結果を即座に得るという構想である。

空中写真測量画像を利用した台湾地域の国土利用調査は、近いうちに体系化される。本プロジェクトの計算結果は、国土資源管理の効果的な利用や持続可能な運用の助けとなり得る。**国土利用調査に永続的に取り組むための知識や結論を以下に述べる。**第

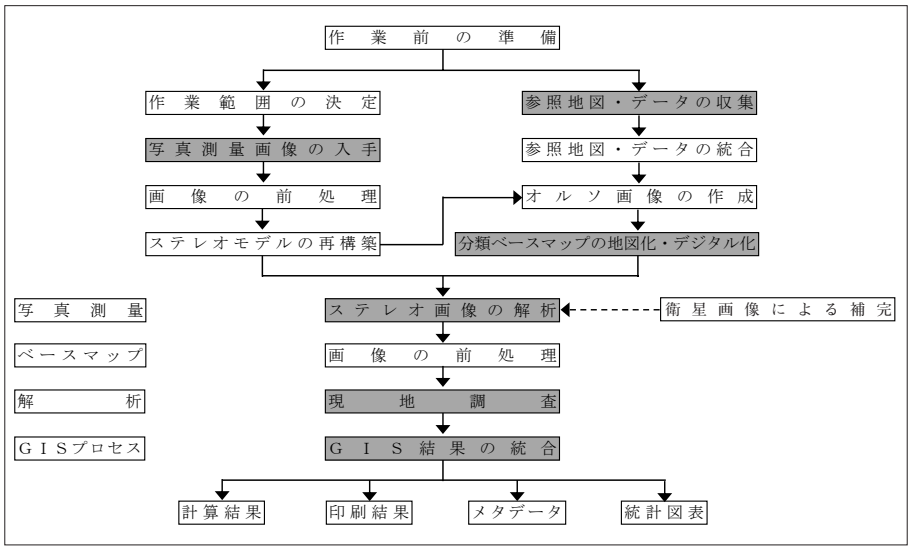

図 1-1 作業フローチャート（網掛部分は品質管理ポイント）

一に、空中写真測量画像と衛星画像の解析は**任務を果たす**。土地利用調査作業が主に現地調査により行われていたこれまでとはちがい、本プロジェクトでは、写真測量画像が主要な要素となっており、分類基準を設定した後、専門的に訓練を受けた画像解析技師が国土利用解析対象を処理することとする。第二に、ステレオ解析は結果の信頼性を高める。「**補足としては唯一の重要な画像解析としてのステレオ解析**」という概念に固執すると、高度差、ステレオ観測と画像線により提供される 3D 情報、色は、土地利用解析結果の信頼性を大いに高めることができる。第三に、現地調査にとって必然的である。建設利用や公共利用といった国土利用の分類の詳細仕様があるなかで、画像から得られる情報だけでは、必要な情報がまだ十分には得られない。それゆえに、利用特性を確立する補足として、手作業の野外調査作業は依然として実行可能なスキームである。第四に、効果的な活用は調査結果の流通と共有に依存する。国土利用調査結果は、政府政策実施の基礎参照データとして利用することができ、また、民間部門においてもさまざまな場面で活用することができる。国土地理情報システムの流通メカニズムや**結果保護情報システム**（result protection information system）**確立**を通じて、調査結果から最善の効果を上げることができるように、解析情報は、本プログラムのなかにすでに構築されている。第五に、結果データとその後の更新にも大いに配慮すべきである。あらゆる国土調査は、その時の国土利用状況を反映することができる。しかしながら、スピードのある社会的・経済的発展や、工業・商業建設のペースに伴い、より短くなった期間のなかで、数年後にすべてを再構築することを求めるのではなく、結果として得られた情報をどのように絶えず更新すべきかといった問題が、この情報項目が信用できるか否かを決定する必須要因となる。

■地籍測量制度の進歩に関する研究（発表者：Taek Seung Jung ／韓国）

韓国では、1910 年代に行われた土地調査事業（1910 ～ 1918）および林野調査事業（1916 ～ 1924）により地籍図および林野図が作成され、地図上に登録された境界に基づき地籍測量結果が決定され、測量機器や測量技術の発展に応じて**トータル測量システム**（total surveying system）など最新の測量手法が用いられた。しかし、ほとんどの地籍図・林野図は 100 年近く利用され、伸縮、摩耗、歪みのため、正確な測量結果を提供することは難しい。さらに、GPS やトータルステーションなどのハイテク測量機器による現在の正確な測量結果と多くの誤差を伴う過去の測量結果との比較から結果を決定することは難しい。それゆえに、正確な測量そして土地権利に関係する土地境界の決定のためには、**過去に登録された境界の再整備**（boundary readjustment）**または国土の再調査**（national land resurvey）のような画

期的な改善方案が求められる。したがって、韓国地籍測量制度に関する根本的な問題を見直し、地籍測量と測地測量の統合に応じて開発計画を改善する必要がある。本研究は、韓国における地籍測量制度に主題を絞り、研究範囲は土地測量がはじまった1910年から今日までの韓国とし、文献調査とインターネット検索により、現行の地籍測量制度の分析を行い、開発計画を見出すことに焦点をあてる。

まず、地籍測量の定義、目的や主題、特徴や効果、測量方法（平板、セオドライト、EDM（光波・電波器）やトータルステーション、写真、衛星）や種類（基礎測量、細部測量）について整理した。次に、測量基準点（control point）の設置状況、地籍基準点（datum point）制度の問題（**1910年の測量法に基づく3個の統一原点と1910年以前からある11個の小三角点**）、1910年代に作成された地図を使用し続けることの限界、測量機器の変化による測量誤差、法的境界の定義に関する問題など、韓国の地籍測量制度の現状を分析した。さらに、**国家測量基準点（national surveying control point）**の改善、**地籍再調査事業（cadastral resurvey project）**の拡大、**筆界管理（parcel boundary maintenance）**のための規則制定、境界標管理義務、**地籍測量事業（cadastral surveying project）**の多様化、法的境界概念の転換など、韓国地籍測量制度の将来計画について提案した。

以上の分析から、次のような結論が導かれた。1）韓国の測量基準点を統一することによって、世界測地座標系の導入により測地基準網を統一する必要がある。2）図上の面積は計算上の面積よりも不正確なので、地籍測量に対する不信を根本的に解決するために地籍再調査（cadastral resurveying）のモデル事業を韓国全土に広げ、土地の法的関係を安定させる必要がある。3）地籍測量において図上の境界が地上の境界と正確に一致するためには、現実の境界（real boundaries）を考慮した筆地境界（parcel boundary）を整備するための関連規則を制定する必要がある。4）地上の境界標の維持管理義務と登録システムを導入する必要がある。**これにより、一定の登録手続を通じて地上に印を付けられた境界点標識が境界点地籍台帳（boundary point cadastral book）に記載され、所有者がそれを管理できるように制度化されるべきである。**5）地籍図に登録されている境界を**地上に復元したり**境界を決定する際に基準としての役割を持っている韓国地籍測量制度では、図上の境界と地上の境界との不一致を解決するために、地上の境界すなわち民法境界を中心とする新しい登録方法に転換されることが必要である。6）地籍ビジネスを関連ビジネスと結びつけ効果的に運営すること、また、2D地籍から土地・建物・地下施設を登録する3D地籍への転換を検討することによって、情報を加工し、商品化できるよう地籍測量業務を多様化することが必要である。

■韓国の高度測位サービス制度の技術的側面に着目した概念設計（発表者：Bong Bae Jang ／韓国）

韓国は、国家理念として創造的な実用主義（creative pragmatism）を掲げる新政府の発足以来、政府組織の変更・革新を進めている。その結果、地籍測量の主務官庁は、旧MOGAHA（行政自治部）からMLTM（国土海洋部）に変わった。これに伴い、MOGAHAとNGII（国土地理情報院）において別々に運用されていた測位サービスシステム（positioning service system）も統合され、NGIIが運用することとなった。本論文では、KOPOSS（韓国測位情報サービスシステム）の現状を分析し、現行のKOPOSSの実質的な発展手段としてKOPOSS基地局および管制センターについて提案した。

KOPOSSは、ネットワークRTK（リアルタイム動的干渉測位）またはVRS-RTK（仮想基準点を利用したリアルタイム動的干渉測位）とも呼ばれるが、2003年にNGIIによって創設され、2006年にサービスが開始され、2008年4月21日にシステムが完成した（図2-1参照）。KOPOSSは、後処理のためのデータサービス、GPSデータダウンロードサービスおよびNGPSウェブ（NGII GPS処理サービス網）での自動計算サービス、品質管理サービス、ネットワークRTKサービスといった主に4つの重要な部分から成る。

本研究において提案している発展型KOPOSSは、普及しているすべてのGNSS（全地球的航法衛星システム）をサポートするように設計されている。後処理アプリケーションのために、利用者は、基準点（reference station）および**基準点がネットワーク化されている地域内の所定の位置**にあるVRS（仮想基

準点）からRINEX（受信機に依存しないデータ交換書式）データを得ることができる。リアルタイムアプリケーションのために、DGPS（相対測位方式）およびRTK（動的干渉測位方式）がサポートされており、いずれも単独ベースモードまたはネットワークモードで利用することができる。ネットワークRTKのために、VRS、FKP（面補正パラメータ）、**MAC（マスター補助コンセプト）**方式がサポートされている。

ここで重要なのは、第一に、KOPOSS基地局として、完全基地局（complete station）と簡易基地局（simplified station）の2種類を設けることである。前者は､嵐･豪雪や地震にも耐えられるスウェーデンの基地局のように、受信機・アンテナ・電力装置･バックアップ回線などを設置した基地局である。後者は、前者と同等の精度をもつ簡易的な基地局であるが、スウェーデンやオランダにおいて高い利用効率が見られる。山岳地帯や都市部の建物密集地帯に高密度に配置することで、完全基地局の補助的役割をもたせることができる。第二に、測位サービスシステム全体を統制・監視する管制センターを人的にも設備的にも充実させることである。前者については、職員を約8名の昼夜交代勤務とし、電話や通信により利用者をサポートするべきである。後者については、データファイルを保護するためのファイアウォールを構築し、二次的防御システムとして、IMoS（統合モニタリングシステム）やデータバックアップサーバーなどを設けるべきである（図2-2参照)。

なお、発展型KOPOSSは、インターネットやGSM（移動通信用グローバルシステム）/GPRS（汎用パケット無線システム）を通じた利用者と管制センターの双方向通信システムに基づくように提案している。さらに、提案したシステムは、GPS（アメリカの全地球測位システム）のL1/L1C/L2/L2C/L5、GLONASS（ロシアの全地球測位システム）のL1/L2の信号を、そして近い将来にはGalileo（EUの全地球測位システム）のL1/L2の信号をも観測するために、二重周波数受信機をもっている。また、システムは、管制センターとバックアップサーバーの間のWAN（広域ネットワーク）システムに利用されるようになる。そして、システムは、インターネット、特に、基地局（reference station）と管制センターの間のxDSL（電話回線による高速デジタル通信）およびMPLS（マルチプロトコルラベルスイッチング：ラベルスイッチング方式を用いたパケット転送技術）に接続されている。

これまでにも、NGIIは幾度となくKOPOSSを改良してきたが、依然として利用者が増えていないのは、システム提供者に焦点をあてたシステムだからである。そこで、本研究では、現在の利用者の要求を満たすように､そして､潜在的利用者の将来ために､より便利で速く正確な測位サービスシステムを提供できる発展型KOPOSSを提案した。なお、IT側面の権限を確立するために、本研究はGNSS設備の世界標準モデルを示した。

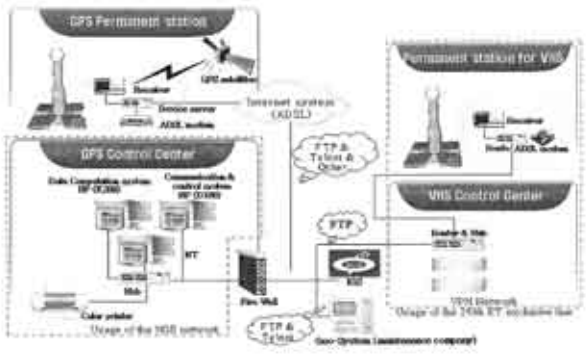

図2-1　現行のNGIIネットワークRTKシステム

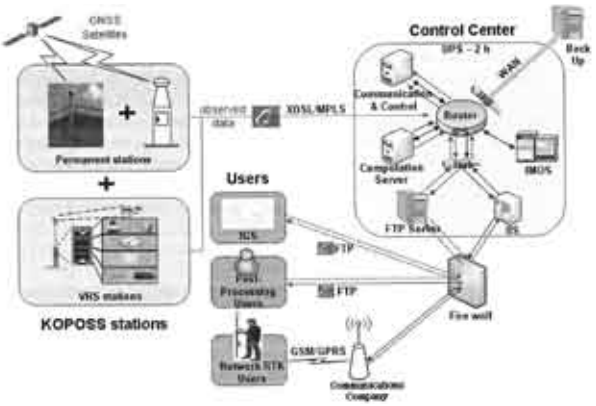

図2-2　KOPOSSの概念的枠組み

CSIS 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」

第４回公開シンポジウム「参加する・しない？ ～地域におけるサステナブルな空間情報基盤のあり方について」

日　時　平成 20 年 12 月 15 日（月）14:00 ～ 18:00
場　所　東京大学駒場第Ⅱキャンパス（生産技術研究所内）An 棟２階
講　演　①「総務省における地域情報政策の取組について」
総務省自治行政局地域情報政策課地域情報政策室　課長補佐　石川家継氏
②「空間情報整備の共同化に関する三重県の取組について」
三重県政策部情報政策室地域情報化グループ　主査　山口成大氏
③「サステナブルな空間情報基盤の整備・構築に向けた地域ビジネスモデルや合意形成手法の確立について」
株式会社三菱総合研究所　社会システム研究本部長　中村秀至氏
④「空間情報整備における東京都との SPC 事業について」
東京デジタルマップ株式会社　社長　井上直水氏
⑤「地域情報プラットフォームにおける取組について」
財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）　武藤俊一氏
⑥「ヤフーにおける地域情報サービスの取組について」
ヤフー株式会社　地域サービス事業部長　村田岳彦氏

東京大学空間情報科学研究センター（Center for Spatial Information Science at the University of Tokyo、略称 :CSIS　HP：http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/japanese/index.html）では、産学官における空間情報の研究推進、法整備、人材育成などに取り組んでおられますが、本年度より「空間情報社会研究イニシアティブ」と称する寄付研究部門が設立され、概ね２ヶ月に１回の公開シンポジウムを開催されております。同組織については、ホームページで下記の紹介がされております。

（以下 HP より抜粋）

本寄付研究部門は「空間情報社会（Geospatially Enabled Society）」の実現のために、学術的な立場から上記のような共通の政策的、技術的課題について調査研究を実施し、研究成果のインキュベーターとして政策提言と実証支援を進めます。

【長期的目標】

空間情報社会と産業の一体的な発展　～空間情報基盤を構築し、空間情報産業を世界 No1 に～

【短期的目標】

①空間情報基盤を公共的に維持、利用するための政策研究とそれらを支える基盤技術の開発・実証
地域における空間情報基盤を維持、利用するためのパブリックなビジネスモデルの提案と実践。自治体における空間情報利用の促進を通じての地域サービス向上、活性化支援。

②空間情報における流通（収集する、交換・配信する）と編集（集約、編集し新しいものを作る）の基盤技術確立。

これまで３回のシンポジウムが開催されていますが、いずれも新たな時代の地籍情報のあり方を考えさせられる興味深い内容であったので、今回も非常に楽しみにしながら会場へ向かいました。

冒頭、CSIS センター長である、東京大学・柴崎亮介教授より開会挨拶があり、過去３回のシンポジウムにおいては、技術的な場面での発表・講演が多かったが、今回はより実践的な内容を意識した構成であるとの説明がありました。会場はほぼ満員で来場者数は約 200 名でした。

以下、各講演内容の概要を報告します。

講義①「総務省における地域情報政策の取組について」

総務省自治行政局地域情報政策課地域情報政策室
課長補佐　石川家継

総務省自治行政局地域情報政策課地域情報政策室
課長補佐　石川家継氏

総務省では、全国の各自治体に対して、「統合型 GIS」の仕組みを推進してきたが、ここ 5 年間で 2 割程度の進捗率でしかなく、統合型 GIS を導入しながら個別型 GIS を併用して導入している自治体が多数あり、そもそも事業重複を排除するために推進した統合型システムが皮肉にも新たな重複を産むという事態になっている。又、統合型 GIS を推進してきた 10 年ほどで、コンピュータ、インターネットの環境は大きく変わり、費用対効果や本来の効果とされた利便性などが形骸化しているような事態も見られている。自治体によっては、統合型 GIS の導入そのものが目的化してしまうという現象もあり、抜本的な見直しが必要である。これらの事態については、総務省としての事業の総括、見直しを怠ってきたことに問題があり、今後は事例研究などを進めながらよりよい方向を模索していく必要がある。

等々、様々な事例、統計情報の説明の後、今後の課題としては、標準となる地図の検討、利用者の目線に立ったシステム開発、費用対効果を十分に検討すること、などが挙げられた。又、実現のための組織連携（対国土交通省、交付金制度）などが検討されているとのことであった。

講義②「空間情報整備の共同化に関する三重県の取組について」

三重県政策部情報政策室地域情報化グループ
主査　山口成大

三重県では 1999 年から全県的な地図共同化が推進されてきた。5 年間の協議を経て、地図の更新について、共同整備事業を提案、2005 年から、県市町村共同による共有デジタル地図整備事業が発足した。このことは、市町村の地図更新スケジュールを合わせることにより、事業の効率化と、コストダウン（共同発注による航空写真測量の回数減など）、情報共有化などの効果を期待するもので、その他、オルソ図化の利用、職員による現地調査等の取り組みなど新しい手法を取り入れることにも積極的な動きを見せている。

今後、運用管理規定や図化項目などで共通規則を設定し、より効果的な地図整備を推進していく予定であるとのことであった。

講義③「サステナブル（sustainable）な空間情報基盤の整備・構築に向けた地域ビジネスモデルや合意形成手法の確立について」

株式会社三菱総合研究所
社会システム研究本部長　中村秀至

(株)三菱総合研究所では、空間情報を活用した地域ビジネスモデルについての研究、提案を行っている。地域ビジネスモデルのポイントは、事業関係者のメリットを明確にすることにより事業推進力を産むことが必要で、事業メリットが事業の永続性（sustainable）を呼び込むことになるが、時間経過による技術、環境等、事態の変化が生じるので、定期的な評価の見直しが必要である。

事業スキームとしては、初期ハードルの低さ、金・人・データの流れにボトルネックがないこと、投資を呼び込む将来的ビジョンがあること、などが挙げられていた。

講義④「空間情報整備における東京都とのSPC事業について」

東京デジタルマップ株式会社
社長　井上直水

東京デジタルマップ株式会社は、東京都との官民共同事業により、都の 1 ／ 2500 地形図更新事業を行っている特別目的会社（SPC）である。両者は協定に基づき、地図事業を推進しており、建物データベース等の二次著作物の販売等、これまでになかった事業モデルを構築されていた。今後も持続的に新たな事業へ取り組んでいくとのことであった。

講義⑤「地域情報プラットフォームにおける取組について」

財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）
武藤俊一氏

APPLICは、総務省管轄の団体で地域情報化施策の総合的な推進を図るために設立された組織である。事業の内容は、地域情報プラットフォームを策定し、システム間連携を可能にするというもので、システム間連携を構築することにより地域、団体を超えたワンストップ化が可能となる。

現在、地域情報プラットフォーム標準仕様を策定(ver2.1)。準拠製品を登録することにより、自治体間、官民間で、より広い観点での連携が可能となる。例えば、引っ越しに関連する企業（電気・ガス等）の相互連携で、一度行政窓口に行くだけで全ての手続きが完了する…など、利用者視点でのサービスが検討されており、そのことによる各種コストの削減、民間能力の活用と活性化が期待できるとされていた。

講義⑥「ヤフーにおける地域情報サービスの取組について」

ヤフー株式会社
地域サービス事業部長　村田岳彦

ヤフー株式会社におけるデジタルコンテンツの現状とこれからの構築視点などが説明された。

コンピュータの普及状況として、現在ではコンピュータを2～3台と複数利用している人が増えたこと、8割以上の人がオンラインショッピングの経験があるということ、特に30代女性では94％が経験しているなどという、市場の状況から今後は、顧客の消費行動を換えることができるサービスを創っていくことを目指しているとのことであった。しかし、現在ではPCよりも携帯電話からのサービス利用が延びを見せており、今後のコンテンツ開発ではそういった市場原理が少なからず影響してくるであろうとのことであった。

又、地図の問題に関して、おおよそ1998年くらいから、地図がインターネットから無料でダウンロードできる、いわば『地図情報革命』といった現象が生じており、地図は「買う」時代ではなくなったのではないか、という見解を示されていた。

パネルディスカッション

コーディネーター　CSISセンター長　柴崎亮介教授
パネリスト　講演者

コーディネーター：柴崎亮介教授

パネルディスカッションは、それまでの講演者6名をパネリスト、柴崎教授をコーディネーターとして行われた。冒頭、柴崎教授から各者の講演内容を簡潔にまとめられた。

○統合型GISが共同化の唯一の目的ではない　石川
○県・市町村による公共主体の共同化　山口
○共同化は有利だが、固有のリスクもある　中村
○民間記号も参加した共同化　井上
○GISも含んだ電子自治体における標準化　武藤
○地図の「新しい」使い方、地域サービス、PC vs Mobile　村田

議論は会場からの発言を求めながら、活発な意見交換が図られていました。

地図に関する議論では、会場から「5年もしくは3年スパンでの地図更新、航空写真を利用して地図を作り替えるというスキームは不合理なのではないか」という意見があり、「衛星測位の利用、日常行われている測量作業データの活用などをシステムに組み込めばかなりの効率化ができるのではないか」という提案がありました。しかし、行政としての取り組みでは、データの品質保証、特に測量業者間における技術レベル（例えばGPS機器の普及など）の相違、地図更新事業の時間差問題、などが挙げられ、時期尚早ではないかとの見解が多かったようです。

ただ、中には、品質管理の規則が明確化されることにより可能ではないかという積極意見もあり、個人的には、我々の業界においても重要視しなければならない問題であると感じました。

いずれの問題点についても、これからは単体組織で動くのではなく、官民、官官といった組織間連携が重要な要素であることが共通の認識であり、そのための創意工夫、官のメリット、民のメリットを生

かす連携体制を構築していく必要であるとされていました。

最後に、総務省の石川氏から、現在のコンピュータを取り巻く環境は進化し続けており、共有化を実現するには、デジタルデータ提供を強制するような法整備、そのためのシステムを国が補完していくくらいの取り組みが必要なのではないか、という意見により、議論のまとめとされました。

今回のシンポジウムでは、特に「官民の協働」というテーマが大きく取り上げられており、特に総務省・石川氏が、「省庁、官民を超えた連携」を推奨され、「自らの変革を突破口とする」という前向きな取組の姿勢が印象に残りました。

情報の共有というテーマは今の我々においても重要な課題でありますが、基準点という基本的な情報活用でさえ、遅々として進んでいない感があります。

本シンポジウムで議論されたように、組織の役割や、地図の価値、情報流通の考え方などは、劇的に変わろうとしています。「共通ルール」「共通プラットフォーム」という言葉が普通に議論されるようになってきた社会の価値観と我々資格者の持つ価値観はいつしか大きな温度差を持つようになっているのではないでしょうか。これまでのように「自分一人で…」何かを作ることができる時代では無いことを痛切に感じました。

登記申請ができること、境界の知識があることは専門資格者としては当たり前のことであります。

そのことを出発点として、その知識、情報をいかに社会に有益な情報として多目的に利活用していくかもしくはされていくのか、ということが今後のテーマであり、そのための情報標準化構想、組織連携を図ることを推進していかなければ、資格職能の存在意義は保てないのではないかと感じました。

パネルディスカッション

おわりに

会場では、札幌会の大場副会長（日調連財務部長）と佐藤さん、小鷹さんとお会いしました。

次回北海道ブロック開催の地籍シンポジウムに柴崎教授をお招きしているということで、事前打ち合わせを兼ねての上京だったそうです。

開催は平成21年2月27日（金）午後より、ホテルライフォート札幌にて行われるそうです。全国のみなさまのご来場をお待ちしておりますとのことでした。

北の大地にて、地籍の未来を語る…楽しい企画になりそうです。

（取材　日調連研究所　研究員　上田忠勝）

教育界へのアプローチ
―ある土地家屋調査士の挑戦―

―教育のプロとして人の痛みを感じるために―

愛媛県土地家屋調査士会　会長　岡田潤一郎

土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第１条に「この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。」と定められているとおり、一般市民にとっては本来必要とされる職務でありながら、業務として一般市民の方々と係わる機会が少ないため、その知名度はまだまだ低いのが現状であります。

偶然にも昨年、一昨年と愛媛大学において不動産登記法関連の授業を非常勤講師として講義する機会を与えられましたことは、常々、土地家屋調査士として社会に貢献することにより、少しでも土地家屋調査士制度また資格者である土地家屋調査士を社会にアピールすることはできないものかと模索していました私にとりまして、この上ないチャンスとの巡り合せの始まりでした。

私といたしましては、土地家屋調査士なる職業を天職ととらえ、愛し、今日までその職責を忠実に全うすることを第一と考え邁進してまいりましたが、愛媛大学において講義を担当させていただいた後、土地家屋調査士としてもっと社会に貢献すべきでないか？また、一人の土地家屋調査士の力でも何か社会に役立つことはできないか？とその想いは更に大きく膨らんでいくばかりでした。

そして、今年は愛媛大学で本格的に毎週 90 分の不動産登記法の講義を行う運びとなりました。重責を感じながらの準備に追われている中、さらに願いは叶うものなのでしょうか、愛媛県総合教育センターから、愛媛県土地家屋調査士会へ外部講師による講座の講演依頼について、お声をかけていただきました。

今回は、愛媛県総合教育センターにおいて実施した講座の１コマをご紹介させていただきます。愛媛県教育委員会では、毎年その年に新規採用した県立学校（高等学校・特別支援学校・養護学校）の教員を対象に、実践につながる理論や実技等に関する研修を行い、実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的とした初任者研修講座を実施されています。本年も平成 20 年 7 月 28 日から、主に学校の夏休み期間を利用して実施されました。講座は､「情報セキュリティ」「生徒指導の意義と実際」をはじめ、教員としての実践に即した内容を総合教育センター所員（ベテラン教員）の皆さんが講義され、受講生の方々はその研鑽に努められているとお聞きしています。そんな中、外部講師による講演 70 分枠についての対応をさせていただきました。

若い教員の皆さんに土地家屋調査士制度を広報させていただくとともに、日本の次世代を担う方々との情報交流の場としても大変有意義であると考え、講師として務

めさせていただくことといたしました。

事前に送付されてきた資料によりますと、今年度の対象教員等の氏名、受講生の平均年齢（やはり、初めて講義をする者にとっては貴重な事前情報です。）、日程等の記載があり、私が担当するのは8月11日（月）でした。当日は、真夏の猛暑日であり、担当しました時間は昼下がり（研修会では、昼食後の本当に眠くなる時間帯）で、「境界問題相談センター愛媛」のPRの役に立てばと考えて持参し配布させていただいたウチワが、思いのほか好評だったのには嬉しく思いました。最近は、愛媛大学をはじめ様々なところで講義や研修会講師を務めさせていただいているので、まぁなんとかなるだろう的な感覚でおりましたが、よくよく考えてみますと、超難関の教員採用試験をパスされた優秀な人材の新任教員の方々が講義の対象者であり、私では不適格とは感じつつも「教育のプロとして人の痛みを感じるために」という大層なタイトルでお話しさせていただきました。

プロローグ的に土地家屋調査士に関する広報と土地の筆界・境界論を説明し、本題では「教育者といえども生徒（人）の話を聴くことこそすべての始まり」「聴き上手になるために」「沈黙の意味」などを解説しながら、また、具体的意識対応として、生徒（人）の話を聴いている最中は、教員のプライドやステイタスはドアの向こうに置いておくべき、あるいは具体的態度として、話を聴いている時には絶対に携帯電話をいじらない等とお話しているうちに、気が付くとADRにおける調停トレーニング的な内容になっていました。

受講していただいた教員の皆さんに私からお願いしたポイントは、「常にニュートラルな心でいてほしい」「教員（公務員）の世界に閉じこもらないでください！」「街に出てご飯をいろんな人と食べよう！」「地域のボランティアに参加しよう！」「教育現場の常識が社会のスタンダードでないことも多い」「先生と呼ばれることに慣れないでいてほしい！」と常に生徒の身近な存在であることを意識して教員生活を送っていただきたいとのメッセージを込めたつもりです。

愛媛県土地家屋調査士会では、平成20年度の事業計画において「教育界へのアプローチ」を掲げており、素晴らしいタイミングでまた、私自身の生き様を振り返る意味でも本当に純粋な目をした若い教員の皆さんの前で貴重な体験をさせていただき、関係各位の方々に心から感謝いたしております。また、今回の講義が、受講していただいた方々にとって、いつの日か何らかの形でお役に立つことがあれば幸いと思います。ありがとうございました。

「境界問題相談センター岡山」設立

岡山県土地家屋調査士会　社会事業部長　金関　圭子

目的地「ADR 設立」の白地図

時は遡って、平成 19 年 5 月、定時総会において ADR 設立準備委員会の設置が承認された。しかし、岡山会には境界鑑定委員会のような前組織がなく、まして社会事業部は新設の部署で事業計画もなく、担当部の長を拝命した私は、目的地のみ示された白紙の地図を手にしたような不安な気持ちを抱いた。

とにかく目的地までたどりつける地図を探して、事業部としての計画を立て、先行会の「境界問題相談センターおおさか」を視察させていただくことにした。

折しも大阪のセンターは認証申請中で、司法法制部のヒアリングが並行している大変お忙しい中だったが、西田先生をはじめ、センターの皆さんが大変親切にご案内くださった。しかし、さすがに人的にも財政的にも非常に基盤が整っていて、岡山会として地図を求めに行ったはいいが、百科事典のような地図に出会ってしまい、どこをどう探せばいいのか、皆目見当がつかなくなってしまったのである。

そこで安易な魅力ある選択肢に出会う。

天から舞い降りた略図

岡山にはそもそも弁護士会の仲裁センターが 10 年の歴史をもって機能しており、全国的にも有数の実績を持っている。しかも、調査士はここで専門委員という役目をいただき、すでに関与させていただいている。基盤のない岡山会は独自にセンターを設立するより、ここととうまく連携をとり、今の弁護士会との関係をより強固にして制度を整える、つまり、弁護士会への相乗り型センターをつくる、その方が ADR 機関を乱立させるより一般の方には利用しやすいのでは？という神の声とともに目的地までの略図が舞い降りてきた。

目的地、それは単なる通過点

しかし、その方向性はじきにぶれる。9 月に鳥取会さんから研修のお誘いをいただき、担当理事とともに和田直人先生の講義を聴かせていただいた。そこで何故調査士会に ADR が必要かという実に熱と心のこもった講義と、100 名を割る会員規模の単位会がいかに運営していこうとしているか、真剣に学んでおられる担当役員の姿に心を揺さぶられ、先に手にした略図を握りしめ、考え込んでしまった。目的地だと思っていたのは、単なる通過点にすぎないことに気づいてしまったのである。そして、そこからさらに広がる調査士制度の未来に向けて、自らの手で守り育てることを避けて通ることが今の私の役割なのか…

しかし、そこまでの準備と存続させていくための制度構築に向けて、会員への負担とさらに役員としての自分たちへの負担を想像すると、まだ魅力ある略図は手放す勇気がなかった。

略図と白地図と…

さらに 11 月、愛媛会さんより研修のお誘いをいただき、担当理事と 2 名で、実際のセンター（境界問題相談センター愛媛）も見学させていただいた。ここではセンターに関与する皆さんの謙虚で、真摯な気持ちに非常に感銘を受け、会として取り組む姿勢の比較はさておき、外観上の規模だけは岡山会と近く、大きな勇気と力をいただいた。

帰路の車中は担当理事と緊急部会である。これからの方向を徹底的に議論した。岡山会の現在と未来、財政的な負担、人材の確保…。

具体的に言えば、日常の業務の中で出会う紛争を抱えた市民の方を自分たちの心及ばざるところへ誘うのか？それでこの資格が魅力あるものになっていくのか？ 55 年を超える歴史は先人たちが築いてくださった賜で、それを継承した今の私たちがあり、そして将来の制度を担う未来の調査士に継承していく。それが今の我々の責任でもあるはずだ。社会の変化に

応じて、我々の意識も改革をしていかなければならないのではないか？この業務に携わり、境界の問題は単に登記で解決できない心の問題が多く潜んでいることも一般の方から業務を通して教わった。その私たちが、社会から求められていることは何か？資格者として何ができるか？

最後に立ち寄った与島 PA で瀬戸内の暮れた海を見ながら、遂に言葉を放った。「やってみようと思います」すると、私にとっては父のような存在の相棒担当理事はいつものあたたかい笑顔と声で「よっしゃ」と…。

私たちはそこできっぱり略図を捨て、再度白地図を選択したのである。このとき張りつめた空気に時間が刻まれる感覚は忘れることができない。

岡山会としての地図を描きはじめて…

その後、希望が叶い和田直人先生を岡山に招き、当会の会員にも、役員にも講義を聴いていただける機会を得た。執行部内では来秋 11 月頃には立ち上げようという機運さえも高まった。

ただ、担当 2 名ではあまりにも荷が重く、まずは PT を立ち上げ、組織として取組むことにした。当時の岡山会にとって、ADR は全く未知のもので、まずは「ADR とは何か」というところから PT で学ばなければならなかった。すべきこと、検討することは山積みである。春から弁護士会への申入れも進行した。幸いにも岡山弁護士会の仲裁センターとのパイプもあり、他の会で聞いていたよりはずっと親和的な話し合いをしていただいた。しかし、組織対組織の話であり、しかも一時的なものではなく、継続、発展させていかなければならないもの、まして弁護士会の仲裁センターとの関係を継続したままの取り組みである。ここは特に慎重に協議した。なぜ我々が仲裁センターと重なる事件を独自に引き取るか、またこちらで扱えないものをどう弁護士会へ回付するかについては最重要課題であった。

行き止まりの道に遭遇

ここで問題が生じた。岡山会としては大きな取り組みであるにも関わらず、執行部・理事が一丸となれないのである。それは PT が真面目に取り組むほど、会務の執行権限をもつ役員らと意識が乖離していくのである。これはひとえにそこを繋ぐ社会事業部の私の大失態である。そこで苦渋の選択で PT を解体し、権限と責任を理事会に戻すという組織改革をした。組織として取り組むことへの難しさを痛感した。

同時に「なんとなく秋ごろの立ち上げ」という曖昧なムードを一新するためにも多少は無理な計画であることは承知の上で、再度目標設定「平成 20 年 11 月 23 日の記念式典挙行」を強行決定し、全力で疾走することを理事会で承認を得た。会員に向けては、月報を通じ、また会員向けの HP の掲示板での情報発信に努めた。役員と会員の意識の乖離を少しでも埋めたいというささやかな思いからである。

白紙の地図は色づけられて…

平成 20 年 7 月、弁護士会から 3 人、調査士会から 3 人の 6 人体制で設立準備委員会を開催することになった。

8 月からは、厳しい企画とは重々承知しながらも設立に向け、関与員を公募し、非常にタイトなスケジュールで研修を開催した。時に稚拙な内容になったり、準備が十分でなかったりということにも関わらず、毎土曜日の午後、毎

設立記者会見の様子

岡山地方法務局 林　久義局長

記念式典の様子

経過報告をする社会事業部長・担当理事

熱心に研修会を受講している会員

岡山弁護士会との協定書

回 30 数名の方が熱心に参加をしてくださった。

同時に規則、規程の整備、費用の検討、広報ツールの検討と理事役員は初めて一丸となって地図を次々に色づけていったのである。

そうした中、10 月の弁護士会の常議員会では、我々の甘い期待に反して両会の協定が承認に至らないという挫折を経験した。再度猛省し、規則マニュアルを整え、また弁護士準備委員も今度は相当の準備をし、最後のチャンスの 11 月の常議員会に臨んだ。当日は担当弁護士からの連絡を待ち、携帯電話から手が離せないでいたが、午後 3 時すぎ、「今承認可決になりました」という連絡とともに、執行部で沈滞していたムードは一変した。そして、設立を前提として運営開始の準備、シミュレーション、事務局の対応マニュアル作成、電話対応研修、記念式典準備との課題の山を克服し、やっと岡山会として通過点である設立という地点に今こうして到達することができたのである。

スタートラインから見えたもの

決して安易な道ではなかったが、ここに至り、改めて気づくこともある。まずは組織の一員としての自己反省である。私個人としてのペースと、組織としての、中でも社会事業部長という立ち位置でのペースの違いを認識していたつもりが十分でなかったことは自分自身反省をもって振り返る。ADR を組織で継続していくことは、すなわち温度差のある各会員を広い視点から暖めていくことが大切であると痛感している。何度も降り注ぐ火の粉を払っていてくれた上司には感謝の言葉が尽きない。

次に「事務局」の存在。夜遅くまで業務命令でないにもかかわらず、懸命に規則を読み込み「勉強したいんです」と言ってくれる事務局は、産みの苦しみを共にした岡山会の宝だと誇りに思う。組織の根底に、彼らの支えてくれる大きな力があることをとても大切に感じる。同時に任期ある役員と職務として業務を窺視する事務局との連携が組織を継続的に運営する鍵になるのではないかと考える。

また、単位会としての限界を感じざるを得なかった。中国地方には、これから立ち上げをしようとする小規模の単位会がある。これは単位会としてすべきことを精査した上で、ブロックや近県と連携することで、また新しい型や可能性を模索し、実現することができるのではないかと考える。

以上月並ではありますが、ここに至るまで、直接・間接に、支えてくださった多くの皆様に心から感謝を申し上げてご報告をさせていただくとともに、まだまだ駆け出したばかりのセンター岡山ですが、心あるセンターの運営に引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

「境界問題相談センター岡山」設立経過報告

年	月	日	本会としての経緯		会議	研修会	内容
H19	5	総会	境界問題相談センター設立準備委員会設置承認				
			社会事業部会にて方向を検討	前設立検討委員会の結果を踏襲し、今年度は岡山会の在り方を検討する			
	8	3	大阪会視察	大阪会センター視察及び考察 岡山仲裁センターとの関係について慎重に検討する（仲裁センターに乗り入れ型も検討する）			
	9	7	鳥取会研修会参加	和田直人講師による研修を受講、鳥取会役員と意見交換			
		18	岡山会での研修を計画 （部会・執行部会）	上記の結果を踏まえ、岡山会としての在り方を検討するためにPTを編成し、立上げに向けて検討を進めることを決定（後日、理事会承認）			
	10	24			PT 1		今後のPTの役割について
	11	3.4	愛媛会研修会参加	和田直人講師による研修を受講、愛媛会のセンター視察			
		7			PT 2		研修受講の報告
		17	山口会センター開設記念式典参加	情報収集			
		23				ADR研修実施	和田直人講師によるADRと筆特の一般会員研修
		24				役員研修	和田直人講師によるセンター設立のための研修
				平成20年11月を目指し設立することを執行部で意思統一			
	12	3			PT 3		研修後の岡山会のモデルの検討
		9.10	日調連担当者会同	全国の動向を情報収集			
		13			PT 4		担当者会同報告・研修計画立案・RP実践
H20	1	27	岡山大学シンポジウム参加	情報収集			
	2	16	鳥取会研修会参加	和田直人講師による相談実務研修			
		20	仲裁センター協議会後弁護士会非公式訪問	開設に向けての協力を非公式に依頼、協議主体・方法等確認			
		21			PT 5		弁護士会への申入れ準備
	3	8.9	愛媛会シンポジウム参加	情報収集			
		13			PT 6		弁護士会への申入れ準備
		13	センター設立について弁護士会との協議会	弁護士会への公式訪問・制度説明・準備委員選出依頼			
		22				岡山会研修	佐藤勇講師による民法の基礎知識の研修
	4	3			PT 7		
	5	総会	今年度秋設立及びその予算について承認				
	6	4	ADR組織再編成	各部に振分け、各部長を筆頭に規則班、会計班、広報班、業務研修部で再編する			
		25			規則班 1		規則検討会
		27	理事会にて11月23日記念式典挙行を承認				
		28.29				岡山会研修	和田直人講師による岡山会としてのADRの在り方を考える
	7	2	緊急小会議	今後の方向について協議			
		7			規則班 2		
		9			規則班 3		
		9	第1回運営準備委員会	センターの概要説明と方針について協議			
		14			規則班 4		
		20			規則班 5		
		26	和歌山会センター開設記念式典参加				
		31			広報班 1		センター設立に伴う広報ツールに関する件
	8	2				関与員研修	自主交渉援助型調停とは
		9	奈良会センター開設記念式典参加				
		16				関与員研修	傾聴とは
		19	第2回運営準備委員会	組織体制の調整・規則改変時の協議主体の確認			
		23				岡山会研修	小田敬美講師による民事訴訟法の基礎知識第1回
	9	6				岡山会研修	河村英紀弁護士による代理人としての倫理
		11	第3回運営準備委員会	センター名称・報酬額の協議、規則・協定書案の細部検討			
		26				岡山会研修	河村英紀弁護士による調停人としての倫理
	10	4				関与員研修	規則説明・模擬調停
		4			規則班 6		
		6			財務班		報酬額に基づき予算計画
		8	弁護士会常議員会	決議に至らず			
		11				岡山会研修	和田直人講師によるセンター開設に向けての集中研修
		12				岡山会研修	鹿児島センター長谷口正美講師の実務研修
		13				岡山会研修	
		14			規則検討		最終協議
		16	規則等理事会承認				
		18				岡山会研修	小田敬美講師による民事訴訟法の基礎知識第2回
		25				関与員研修	規則説明・受付手続説明
		28	第4回運営準備委員会	事業計画の調整・記念式典打合せ			
	11	1				関与員研修	規則説明・受付手続実践RP
		10			広報班 2		広報ツールの配布方法及びHPリニューアル
		12	弁護士会常議員会	両会の協定内定			
		12	第5回運営準備委員会				
		18				事務局研修	規則、センターの流れ等共通認識、役割分担
		20				事務局研修	電話受付のRP
		23	記念式典挙行				
		23		協定書に調印			
		23	第1回運営委員会				
		25	電話受付開始				
	12	8	弁護士会制度説明会	関与員公募のための制度説明会			

県民の「いい土地 いい関係」を目指して
境界問題相談センターいわて　設立

境界問題相談センターいわて　運営委員会

平成 20 年 11 月 25 日、全国で 33 番目の境界問題 ADR 機関となる、「境界問題相談センターいわて」がオープンしました。センターいわて設立までの経緯と概要、オープン後の状況などを報告させていただきます。

1　設立まで
～一本の電話から～

平成 17 年 3 月、隣県である宮城県に「みやぎ境界紛争解決支援センター」が開設されました。当時は境界問題相談センターは全国でも数件しか設立されておらず、会員数や予算規模、弁護士数でも遠く及ばない岩手での ADR センター開設はまず無理であろうと、多くの会員が思っていたと思います。そんな折、岩手会事務局へ一本の電話がありました。内容は、宮城県では境界についての相談を受けてくれる機関ができたそうだが、岩手に住んでいる自分はどこへ相談に行けばいいのだろうか、という趣旨でした。当時、この電話を受けた現岩手会の菅原唯夫会長が、岩手県民にこのような不憫な思いをさせてよいものかと思い立ち、それが原点となってセンター成立へ向けて動き出すこととなりました。

その後、平成 18 年には ADR センター調査委員会を組成し、先行会である宮城会のセンター視察を実施。平成 19 年には ADR センター設立準備委員会を発足させ、会員数が同規模の先行会の資料を収集・分析し、センターいわての規則・規程案を策定しました。そして平成 20 年には名称を準備委員会から設立委員会と変え、主に相談員・調停員養成講座の開催、手続の詳細決定とマニュアル作成等々、オープンへ向けてあわただしい日々を重ねて参りました。

岩手県土地家屋調査士会館全景

新設した看板

今こうしてオープンまで漕ぎ着けられたのは、資料を提供していただいた先行会の方々、視察を受け入れていただいた宮城会の皆様、調停員トレーニングを企画・開催していただいた連合会及び東北ブロックのスタッフの皆様のご厚意があってこそと考えております。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

2　スタッフについて

先行会の規則類および連合会のモデル規則等を参考にしながら、下記のような運営形態としました。

①評議委員（会）
　調査士 3 名＋弁護士 2 名
　重要事項の審議・決定
②運営委員（会）
　調査士 10 名
　運営に関する事務
③相談員
　調査士 32 名＋弁護士 3 名
　事前相談及び相談の実施
④調停員
　調査士 12 名＋弁護士 3 名
　調停の実施
⑤事務局職員
　2 名　運営業務の補助

連合会モデルにはない評議委員（会）を設けたのは、日程調整が難しい弁護士の先生方には重要な事項の審議・決定のみをお願いし、運営に関する細かい事項の改変などについては、調査士のみによる運営委員（会）で決めた方が効率的

な運営ができると考えたからです。

また、スタッフの事務を分散し、負担を軽減させることにも留意しました。岩手会では現在２名の事務局職員を雇用しておりますが、財政状況からセンター事務のための専属職員を置けないのは明白でありました。また、先行会からはトラブルを抱えた相談者との応対による事務局職員のストレスについての情報もありましたので、その辺を考慮した手続の設計がなされました。

結果、①事務局職員は電話による「仮受付」のみ行う。②仮受付けされた案件の「本受付」は運営委員が後日、電話をかけ直して行う。③電話での本受付をして事前相談へ振り分けられた案件は、担当となった事前相談員が相談者と日時等の打合せし、会場予約も事前相談員が行う…といったように、事務局職員、運営委員、事前相談員の３者で事務を分担し、それぞれの負担を軽減することとしました。

３　手続の流れについて

センターで扱う事案については、下記のような流れで手続を進めて行きます。

①仮受付

電話（平日 10:00 ～ 16:00）、ファクシミリ（24 時間）、インターネット（24 時間）により仮受付を行う。

②受付

原則、毎週水曜日に運営委員（当番制）が相談者に電話をかけ、内容把握と振り分けを行う。

③事前相談

土地家屋調査士１～２名による事前相談を行う。費用は 5,000 円（2 時間まで）。会場は県内 13 市町の公共施設を利用。相談者の希望に応じて事前相談員が会場を予約。

④相談

法律問題を含む相談内容の場合、調査士１～２名と弁護士１名による相談を行う。費用は 20,000 円（2 時間まで）。会場は弁護士相談員の事務所所在地である盛岡市の調査士会館と一関市の一関文化センター。弁護士相談員が移動可能であれば、上記の県内 13 会場すべてで可能。

⑤調停

相手方との話し合いにより問題の解決を目指す。土地家屋調査士調停員１～２名と弁護士調停員１名で担当。申立費用 20,000 円、期日費用 20,000 円、成立費用 160,000 円～。

会場は、原則として盛岡市の調査士会館であるが、ケースによっては県内 13 会場や現地調停も可能。

手続きの中で最も考慮した点は、「県民が利用しやすいセンターにすること」でした。

ご存じのとおり、岩手県は全国で最も面積が広い県であり、四国四県に匹敵する規模であります。

カッティングシート新設

２階　相談室・調停室プレート（新設）

２階　相談室・調停室（会長室を利用）

県庁所在地の盛岡市への移動時間が片道３時間近くかかる地域もあります。そのような中で、境界問題で不安や悩みを抱える県民が本当に利用しやすいセンターをどう作るかについては、当初から設立委員会内で議論がなされました。もちろん、ヒト・モノ・カネが潤沢であればそれは十分可能でしょうが、会員の負担を最小限に抑え、持続可能なセンター運営という大前提の中、運営方法をめぐっての議論は紆余曲折がありました。

事前相談会場については、事前に利用可能な県内 13 市町の公共施設をピックアップし、各支部の土地家屋調査士相談員が対応することで、県民が利用しやすい環境をつくることとしました。相談と調停に関しては弁護士が必ず入らなければならないため、会場が限定されてしまいます。現在、弁護士相談員・調停員は２つの市で３名の先生に担当していただいてお

3階　相談室・調停室プレート（新設）

センターのイメージイラスト

3階　相談室・調停室（会議室を利用）

リーフレット

りますが、今後の動向によっては他の地域の弁護士も推薦したいという弁護士会からの暖かい声援もいただいております。

4　費用について

費用についても設立委員会でかなり議論しました。

事前相談費用は当初、県民の利用しやすさを優先し無料とする予定でしたが、相談者側の利便性と運営側の台所事情のバランスを取って5,000円だけいただくこととしました。会場費に2,000円程度、残り3,000円を相談員の日当とし、会費からの持ち出しはありません。

なお、事前相談に先立ち、無料で運営委員が相談内容の概略を電話で聞きますので、ある程度の部分はそれで解決すると思われます。これまで、境界に関する悩みをどこに相談すればよいのかわからなかった県民も多かったでしょう。センターができることによってそれらの相談窓口がはっきりしたことは、県民にとって大きな利益となるのではないかと思っております。

弁護士も同席する相談費用は20,000円、調停申立費用は20,000円、期日費用は20,000円、成立費用は160,000円～となっております。

5　設備について

センター設立のために特に用意した設備はありません。当初は調停室と申立人待合室、相手方待合室の合計3室が必要と考え、部屋の確保と防音に苦慮しておりましたが、双方の待合室に調停員が移動する方式を取り、既存の会長室と会議室の2室を利用することで済みました。かかった費用としてはドアに張る「相談室・調停室」のプレートだけです。

看板については調査士会館外壁に900×4,500mmの看板を新設しましたが、調査士会と併用のためセンターの予算としては半分で済みました。

一番費用がかかったのはポスターとリーフレットですが、これはなかなか費用を抑えるのは難しいのではないでしょうか。デザインについてはコンセプトを作成業者に伝え、一任しましたが、我々が考えるイメージにピッタリのデザインができあがりました。

なお、電話番号も908－7830（くれば　なやみゼロ）と語呂のいい番号を取ることができました。

6　スタッフの養成について

平成20年度は、相談員・調停員養成のための講座を6回開催しました。内容は下記のとおりです。

第1回
日本商事仲裁協会Eラーニング1
第2回
日本商事仲裁協会Eラーニング2
コミュニケーションスキルの体験1（福島会　佐藤好男氏）
第3回
民事訴訟と民事調停について（盛岡地裁　松本弘判事、菅原正徳主任書記官）
第4回
コミュニケーションスキルの体験2（福島会　佐藤好男氏）
第5回
センター手続の流れの解説と各種マニュアルの説明（設立委員会）
第6回
相談ロールプレイの体験（福島会　佐藤氏）

トレーニングについては、継続的な実施の必要性を大いに感ずる

調印式

調印式の新聞記事

運営委員（左から金副センター長・岩崎・新田・村上・小野寺・菅原・下斗米・川村・上田の各委員、壇上は安保センター長）

岩手会　菅原会長

安保センター長

岩手弁護士会　石川会長

日調連　松岡会長

ところであります。今後は実践的なロールプレイ研修の他、事例研究や不動産に関する法的知識の習得に重点を置き、継続的なスタッフの養成に取り組んでいきたいと思っております。

7　広報活動について

センター設立にあたって、ポスター・リーフレット以外の広報費用は一切見ておりませんでしたので、報道関係機関への周知のみ行いました。その結果、オープンに先立って行われた弁護士会との調印式や設立記念式典には地元新聞各紙が取材に訪れ、翌日の新聞で報道されました。また、オープン当日も地元テレビ局がセンター内の対応の様子を撮影に来てニュースで放映されました。電話受付時の調査によると、やはり新聞報道を見て問合せしたという案件が圧倒的に多い結果となっており、報道の影響力を感じました。オープン当初の報道の影響が無くなる今後、どのようにコンスタントに問合せや相談依頼を受けられるようにしていくかが課題と感じております。

8　今後の課題

前述したとおり、今後、広報活動をどう行ってセンターの利用を県民に PR していくか、継続的なスタッフの養成をどう行っていくかが当面の課題と考えます。

「境界問題相談センターいわて」が今後その機能を十分発揮し発展していくのか、それとも利用者もなく衰退していくのかは、センターに携わるスタッフをはじめ、われわれ岩手県土地家屋調査士会の会員一人一人にかかっていると言っても過言ではないでしょう。

岩手県民の「いい土地　いい関係」がひとつでも増えることを目指して、会員全員でこのセンターを育てていきたいと思います。

調査士スカウト部隊登場！
千葉でも寄附講座始動

千葉県土地家屋調査士会　研修部長　笠原　孝

およそ「千葉」のイメージとは似付かわない新浦安駅界隈。海に向かう歩道はきれいな植栽で飾られ、陽光の中、往来する人々の姿もどことなく華やかに感じられる。

椎名会長をはじめ、緊張感のない5人の男たちが向かう先は、明海大学。国内で唯一、不動産学部を擁するこの大学では、大規模大学とは違った特色を積極的に打ち出し、より実践的（実学志向・国際性）な学習体系が取り入れられ、その一環として、欧米諸国では伝統的学問である不動産学をチョイスし、独立した学部として立ち上げられた。

不動産という言葉でまず思いつくのは不動産業。つまり、宅地建物取引業。同大学でも学生に、卒業までに宅地建物取引主任者の資格を取得するよう推奨し、学生たちも積極的に挑戦しているようである。

また、環境情報コースでは、卒業時に測量士補の資格が与えられ、土地家屋調査士の資格取得への支援もなされている、が、受験に挑むのは良くて数人程度とのこと。宅建資格と何が違うのか。単に難易度の問題だけではなく、世間における評価同様、知名度と業務の不透明さに学生たちは敬遠し、「遠くの一戸建てより、近くのマンション」を選択するのであろう。要は、取り付き難いのかも知れない。

それならば、土地家屋調査士の良いイメージを（まだ汚れのない学生のうちに）知ってもらい（植えつけて）、在学中は無理でも、就労後、いつかは調査士を目指してみようという気にさせるべく、縁あって、大学での講座開設の話が持ち上がった。

キッカケは、連合会総会後の懇親会で当会業務部長が、たまたま名刺交換した方が明海大学の不動産学部長だったこと。この業務部長、ナイーブな反面、大胆かつ図々しい男で、昨今の受験者数減に頭を悩ましていた折、これはチャンスと、大学とのコラボで何かできないものかと学部長に持ちかけた。何度か打ち合わせを重ねた結果、土地家屋調査士に関する講座を正式な履修科目として、平成21年度後期開講を目指し、千葉会と大学とで検討するまでに話は進展した。

連合会との連携について、広報部担当・大星副会長と協議したところ、関西の取り組みと併せ、積極的な側面支援の姿勢を示していただき、副会長の寄附講座に賭ける熱意が感じられた。

具体的な活動の手始めとして、12月4日に60分の単発講座が設けられ、冒頭の緊張感の見られない男たちの出番である。いや、ひとりだけは緊張していたことだろう。言い出しっぺが責任を取るという暗黙当然の成り行きで、講師を務めるのは鈴木泰介業務部長。

ホール形式の大教室に70名ほどの学生。鈴木部長をひとり前に残し、我々5人は後ろの席で高みの見物を決め込む。鈴木講師の高いテンションで講座が開始された。どんな内容かは聞かされていなかっ

講義の様子

千葉会　鈴木業務部長

明海大学　浜島准教授

たため、見るほうも無責任ながらも多少の不安を抱きつつ、終わってみるとどうやら好評の様子であったが、やはり、学生たちにとって調査士というものは未知の世界だったようだ。教室に入った時の訝るような視線は、「これが調査士か。」ではなく、「こいつら何者？」という意味と理解した。

ともあれ、我々は、大学生の口コミにより、学生仲間や親類縁者、さらには就職先で、調査士という存在を拡散してもらい、ひいては、認知度アップと受験者増をもくろむ。

大学にとっては、不動産学部の中に、不動産鑑定士や土地家屋調査士という「格」を現実化させることで、これも、大学受験者総数が減っていく中、受験選択校としての価値を高める効果に寄与されることであろう。

もちろん、調査士側にも大学側にも、それぞれ、業務を通し、教育を通した社会構築の一環という大切な意義を含むものであるに違いないが、それはそれ、これはこれとして、お互いに背負うメリットが必要である。まだ準備段階ではあるが、それは感じられた。

学部長をはじめ、教授、准教授陣は、かつての大学教授イメージとはかけ離れ、彼らも、こちらを良い意味で奇異な存在として受け止めたようで、ユニークな教授らと変な調査士らが出会った結果、さて、どんな講座が生まれることやら。学生？そういえば、彼らは変ではなかった…。

既に近畿では、数校の有名大学で寄附講座が好感触で展開されていると聞いています。千葉は千葉流で邁進あるのみ！、なんて強がりは意気込みと捉えていただき、近畿の素晴らしい実績を是非ともご教授願います。

そして、関東ブロックの皆さん、千葉で機運を起こしますので、共鳴する皆さんご支援願います。一緒にやりましょう！ただし、高校野球、Ｊリーグは別物です。

写真撮影：広報部長　松川慶三

境界シンポジウム in ふくおか 2008

不動産の根幹をなす境界が不明である、あるいは境界が揺らぐことは権利関係に多大な影響を及ぼし、そのことにより経済活動にも影響を与えることになります。また、境界は隣人関係にとっても大事なものでもあります。

平成 19 年度の『境界シンポジウム in ふくおか』に引き続き、境界紛争をめぐる解決手続きの利活用をテーマに、平成 20 年 11 月 15 日（土）、福岡市中央区のアクロス福岡イベントホールにおいて、『境界シンポジウム in ふくおか 2008』が開催されました。

参加者総数は 423 名で、うち一般参加者が 59 名、また同時に開催された無料相談会には 16 件の相談がありました。

中村会長挨拶

●基調講演

「専門資格者（隣接法律専門職）と ADR」

（京都大学大学院・山田　文教授）

講師：京都大学大学院　山田　文教授

（土地家屋調査士の役割の変容）

従来は不動産の調査・測量を正確に行い、登記に反映することで国民の権利の明確化に寄与していたが、その測量をとおして、境界（所有権界、占有権界を含む）と権利との関係が生じてきて、これに絡む法的な問題にまで土地家屋調査士の役割が広がり、それ故、境界紛争の予防と解決に携わる基礎が生まれた。具体的には、これらのことから、

1. 取引のために正確な測量を行ない、地図を作成すること
2. 物件の特定を行なうこと（例えば競売の場合）
3. 訴訟の場での有効な助言

といった土地家屋調査士の専門性が生まれ、土地家屋調査士の仕事は技術中心から登記の代理、さらには依頼者との関係でニーズを汲み取り法律行為を行なっていく、高度な判断能力を要する領域に踏み込んでいった。そのため、その専門的な判断をきちんと説明する能力が求められるようになった。この延長線上に ADR への関与が位置づけられる。

（ADR の意義）

ADR は司法制度改革審議会意見書「ADR の拡充・活性化の意義」（2001 年）により広く門戸が開かれることになり、土地家屋調査士も ADR に参入してきたというのが現状である。

ただし、当時の状況では ADR が一般に認知されておらず、魅力がないので、魅力的な選択肢となるようにしなければならないし、また、ADR があまり利用されていない理由は何なのかを考えなければならない。

この意見書の中で、ADR の意義とは、

1. 利用者の自主性を活かした解決
2. 非公開
3. 簡易・迅速で廉価
4. 専門家の知見を活かしたきめ細やかな解決
5. 法律上の権利義務関係の存否にとどまらない柔軟な解決

が挙げられている。

これが境界紛争の場合はどうかというと、感情のもつれや歴史的な関係というものが背景にあるケースもあり、第三者が境界を示しただけでは解決せず、話し合いのプロセスの中でいかに当事者がお互いのことを理解するかが大切であるので、「自主性を活かした解決」というのは活かせるといえる。

「専門家の知見」という面では、土地家屋調査士の専門性を十分に

活かせるが、ADR という場面ではそれだけでは足りず、交渉であるとか調停に関する専門的な知識、あるいは経験が必要であり、この点では土地家屋調査士にとどまらず日本の法律家の中にこの専門性を持った法律家は少ないといわざるを得ない。

（現代型 ADR の提唱解決手段の多様化）

土地家屋調査士会が ADR に関与する場合には次の 3 つの方向性が考えられる。

①解決手段の多様化・司法資源の節約・効率化
②草の根 ADR
③「正義へのアクセス」の第 3 の波

筆界特定制度は①に近い。土地家屋調査士会の ADR は、運用次第で①にも③の方向にも行きうる可能性がある。

所有権界の争いを裁判に持ち込んだ場合、その執行までが必ずしも保証されないが、土地家屋調査士会の ADR では相談の段階から門戸を広く開けているし、和解後の手続きも可能である。いわばワンストップのサービスが可能であり、利用者にとって利用しやすいものとなれば、結果的に「正義へのアクセス」につながっていく。

その際に、当事者間の話し合いがきちんとできることになれば、②の「草の根 ADR」的なものも取り込んでいくのではないだろうか。

大きな方向性としては以上のものが考えられるが、原理的には、土地家屋調査士をはじめとする専門資格者が ADR を行わなければならない、ということにはならない。しかし、土地家屋調査士をはじめとする専門資格者が、自らも法曹・司法制度の一部を担うものとしての倫理を強く意識するのであれば、その倫理において、通常は司法制度の改革であるとか、あるいは紛争解決制度の全体を良くして「法の支配」を拡大するということまでその職業倫理に含ませるはずである。

そうであれば、紛争解決の要請があれば、専門性を活かし ADR に携わっていくことは、大いにありうる選択肢の一つではないだろうか。

境界紛争についての要請ということで、まず「個々の紛争に合った、オーダーメイドの解決手続きの開発」があげられる。現在でも民事調停をはじめ様々な制度があるが、これらは制度が先にできていた。しかし、民間の ADR であれば、より多くのオプションを含めた解決手続きを提示できるのではないか。

「当事者間の関係性の維持と紛争解決の必要性」「紛争の掘り起こし機能」という面では、従来は当事者が紛争を解決したいと考えた場合、ほとんど訴訟になった。そうなると関係性が維持されず、紛争として表出しないことになる。これらに対応して、当事者間の関係性を維持して紛争解決をしていく ADR が必要とされているのではないだろうか。

（所有権確定のための土地家屋調査士会 ADR）

特色として「二重の専門性」（技術的な側面と法的な側面、公益的な側面と私的な側面）が存在し、なおかつ事実確定が非常に困難であるので、ここで専門性が上手く発揮できるのではないか。

ただ、土地家屋調査士会の ADR はその範囲が非常に狭いので、他の紛争解決制度との連携をどうするのかを、例えば、土地家屋調査士会の ADR は土地関係の紛争については基本的に全て受け付け、ここからどのように他の紛争解決制度へ流していくのか、という観点で設計をしていく必要があるのではないだろうか。

そのように考えると、ADR 法の認証を受ければ時効中断されたり、他との連携がやりやすい面があるので、そのような観点から認証を考える必要が出てくる。

ADR の意義は、単に裁判規範、裁判予測といったものを社会に広げていくだけではなく、逆に人々の生の事実関係、生の利益関係から社会の変動に応じた利益関係の変動といったものを汲み取って、それを消化して新たな規範をつくり、それを裁判規範へ反映させていく（規範の汲み上げ作用）といったことが可能であり、これは司法制度全体の改善に寄与するものである。

（専門資格者の役割）

隣接法律専門職種としてのプロフェッションとしての倫理を掲げて、それに必要なレベル、必要な範囲の ADR を考えるべきである。そこにおいて、代理行為をすることと、手続主催者になるということは、これまでの土地家屋調査士の伝統からは不慣れであるということを前提として、その私益を代表していきながら、フェアである

というような代理の仕方はどのようなものであるのか、また、それらを調整していくような手続主催者のあり方はどのようなものかについては、検討の端緒にあるように感じる。このあたりは弁護士と共同研究をすることにより敏感さを養っていく必要がある。

社会的に見ても土地家屋調査士が一方で代理を行い、一方で手続主催者も行うということは、普通はなかなか信頼が得られることではない。ここは心しておかなければならない

また、手続主催者がどんなにがんばっても紛争が消滅することはない。紛争を解決することができるのは当事者自身である。よって、専門資格者が「何でもやってやる」というのではADRとして上手くいかない。当事者にいかに話しをさせるのか、当事者の自主性を活かすのかの技術については、これから磨いていかなければならないのではないだろうか

ADRについては、差しあたっては公益活動として考えていくことだろうが、将来的にはビジネスとして詳細なビジネスモデルを作りこんでいく積極性も、求められていくのではないだろうか。

●基調講演

「紛争解決～とADRの展望～」

(第一東京弁護士会・廣田尚久弁護士)

(はじめに)

境界紛争はなぜこじれるのか？わずか数センチ、境界標が少し傾いている等、当事者が非常にこだわる。考えてみると人間の本能的なものではないだろうか？

では、境界紛争が起こった場合、解決する手段があるかというと、なかなか難しい。そのため、土地家屋調査士の日常業務の場でも、交渉であるとか、和解の技術が必要になってきているのではないか。

従来は一旦紛争になると、訴訟の必要があった。しかし期間が長期に亘ること、見通しが立たないことで悩んでいたわけだが、それに代わる制度を作るということで、司法制度改革審議会から議論が始まり、ADRが着目された。

(境界紛争とADR)

まず、流れを見ておきたい。

司法制度改革審議会で議論される少し前くらい、平成10年頃から財団法人民事法務協会「裁判外境界紛争解決制度に関する研究会」で、ADR導入の必要があることに気がついていた。ここでほとんどの問題点を洗い出したので、簡単に振り返ってみたい。

ここでは筆界確定訴訟の問題点のみではなく、境界紛争の問題点も洗い出し議論した。その結果、境界紛争を解決するための新制度が検討された。その新制度の内容は、扱う範囲を公法上の筆界に限定する一方、所有権界について和解の場を設けること、法務局に委員会を設け、その意見を基に登記官が行政処分としての筆界確定を行う(処分に不服がある場合には行政不服訴訟)ことを考えていた。境界紛争はこの新制度で解決することとして、従来の筆界確定訴訟を廃止するということで結論がまとまった。それが平成12年であった。

第一東京弁護士会　廣田尚久弁護士

それがなぜか店ざらしになっていたところ、平成16年に先ほどの最終案に近い形のものが法務省から出され、平成17年に筆界特定制度が創設された。詳細な経緯は承知しないが、最終案と筆界特定制度はかなり変わったものになっている。これが良いか悪いかはわからないものの、スピードという面では評価できるのではないかと感じている。ただ、前述の最終案に比べれば中途半端な印象を受ける。

このようなもの(紛争解決手段)は、当事者にとって使いやすく、軽いものであるほうがよいと思っている。

それに一歩先立って土地家屋調査士会のADRセンターが各地で設立された。これもできるだけ使いやすく、軽いものであるほうがよいと思っている。

現在、境界紛争を解決する制度として、筆界確定訴訟、所有権確認訴訟、筆界特定制度及び土地家屋調査士会のセンターと、四つあり、それぞれに特徴がある。そこでなにを行うかといえば、当事者の願いを考えると、筆界、所有権界両方をはっきりさせて欲しいということであって、これが将来の課題ではないだろうか。そして法的安定性を図る。だから共通の目標はあるのではないだろうか。

（ADR の特徴）

1. 手続が簡易で柔軟である
2. 非公開
3. 一審制の原則
4. 専門性
5. 解決基準の弾力性
6. 将来指向性

裁判は過去の事実の存否を認定し、それが正しいのか正しくないのか、正邪を決めるのが裁判であるのに対して、ADR は将来の生活設計まで折り込んで解決することができる。当然、過去が大事ではないということではなくて、色々調べた結果、所有権界をここにしよう、ここで和解すれば双方の生活設計が立つというようなことを考慮して、将来に目が向いている、ここがまた ADR の素晴らしさである。

このような特徴はどこでも論じられているが、本当はもっと奥が深い。

ADR は不定形であるので、はっきりとした形が見つけにくい。そのため、ADR の実際の論理構造がわかりにくい。そこで、裁判と比較することで ADR を理解する―私はそういう方法をとっている。

裁判の論理構造では、双方の権利を比で表した場合、51：49 でも結論は 100：0 になる。裁判では 49 の権利が奪われてしまう。当事者が期待していることは、相手の権利まで奪うことではなく、紛争の解決である。これが ADR であれば、できるだけ 51：49 に近づける結論となり、双方の権利に即応したものとなる。

もう一つは「多様な解決方法」。裁判は原則出口が一つである。しかし ADR であれば―ここは知恵の出し方であるが―多様な解決が可能である。

三つ目が「因果律に従わない解決も可能」である。裁判の論理は原因があって結果がある。因果律が繋がっていなければならない。しかし、世の中の紛争は因果律が繋がっているとは限らない。そのときに起きる偶然なこともある。「全く因果関係のない二つのことを繋げて、なぜこれが起こったのかの意味を考えることによって解決ができる。その方がむしろ良い解決なのだ。」と、故・河合隼雄氏が述べられている。これは河合氏が初めておっしゃったことではなく、分析心理学を創設した、ユングが「意味のある偶然の一致」ということを言い、共時性の原理というものを考えた。皆さんの日常業務でも、どうしても境界がわからないといった時に、偶然土地の古老に出会うとか、意外なところで意外な人物に出会うといった経験をされたことがあるのではないだろうか。

共時性を意識するのとしないのではかなり差がある。

（ADR の可能性）

ADR には無尽蔵の可能性があると思っている。例えば、社会資本の整備―公共事業であるとか―のためにメディエーションを導入する動きがある。

アメリカなどでは、争いが起きる前にまず調停を行い、関係者が合意してから道路を通したりしている。しかし、日本ではまだほとんど動いていない状況である。これを実際やろうと思えば、いろんな人が集まり、知恵を出さなければならない。これ以外にも様々な可能性が考えられる。

本シンポジウムは一般市民と土地家屋調査士を対象にしているが、山田教授のお話は、若干一般市民には理解が難しい感じを受けました。しかし、土地家屋調査士の視点でお話を聞いた時に、非常に考えさせられる内容でした。

土地家屋調査士会のうち、半数以上の会が ADR センターを立ち上げているものの、土地家屋調査士会が ADR に携わることの意義がまだまだ見出せていない印象を受けます。山田教授のお話を拝聴することで、専門資格者が ADR に関わることの意義を改めて確認することができました。特に、「土地家屋調査士の役割が変容している」という指摘は、私たち土地家屋調査士業界内にいる者にとって、実はもっと敏感に感じ取らなければならないところではないでしょうか。

一方、廣田弁護士のお話は、そのソフトな語り口と、シドニー五輪での水泳選手選考の件で、千葉すず選手が国際機関「スポーツ仲裁裁判所」（CAS，本部；スイス・ローザンヌ）へ提訴した例やご自分の体験談など、様々な例を挙げられてお話になることから、一般市民にとっても聞き易い内容のように感じました。廣田弁護士のお話の中で、特に印象的だったのが、「ADR の論理構造上の特徴について」でした。

一般に ADR のメリットとしては、「早い、安い、柔軟な解決、非公開」といったところが挙げられます。しかし、別の観点から

ADR の特徴をお話いただいたことは新鮮でした。

お二人のお話をお聞きして、ADR の技術というものは土地家屋調査士の日常業務に活かせるし、そうすることによって、社会資本整備に活用されていることもあり、紛争を予防できる可能性もあるのではないでしょうか。ADR は決して特別なものではないと思います。

●パネルディスカッション

「境界紛争とその解決手続」

コーディネーター：
山田　文　京都大学大学院　教授

パネリスト：
武藤　彰　福岡法務局民事行政部次席登記官
廣田尚久　第一東京弁護士会　弁護士
森　政喜　(社)福岡県宅地建物取引業協会　副会長
下川健策　日本土地家屋調査士会連合会　副会長
能見和成　境界問題解決センターふくおか　運営委員

昨年度に開催された、「境界シンポジウム in ふくおか」でのパネルディスカッションと、ほとんど同じような内容でした。これは一般市民も対象としていることで、ある意味仕方のないことではないかと思います。

パネルディスカッションで特に印象に残ったのは、廣田弁護士の「筆界特定制度も、センターも、当事者にとって軽くて使いやすいほうがいい。当事者から見た目の筆界特定制度、センターになっているかどうかが大事」、「一定の能力担保研修を受けている(認定)土地家屋調査士が何故弁護士と共同代理でなければならないのか。もっと弁護士会も 72 条を意識しないように」という発言です。どちらも利用者の立場に立ってお話になられました。

「当事者が軽くて、使いやすくて、能力担保された人に頼めばいいのではないか。あくまでも ADR、紛争解決を語る時は当事者からものを言いたいと考えている。」

廣田弁護士の言われる、「当事者の視点」を決しておろそかにしてはならないと思います。

(取材　広報員　山本幸伸)

(左から)
コーディネーター：京都大学大学院 山田　文教授

パネリスト：日本土地家屋調査士会連合会
下川健策副会長

岡県宅地建物福取引業協会
森　政喜副会長

(左から)
パネリスト：第一東京弁護士会 廣田尚久弁護士

福岡法務局民事行政部
武藤彰次席登記官

境界問題相談センターふくおか
能見和成運営委員

広報最前線

高　知

高知会における広報活動

はじめに

新年明けましておめでとうございます。新春１月号に掲載させていただくことの恍惚と不安のジレンマに面映ゆい気がいたしますが、何卒宜しくお願いいたします。

土佐の国、高知県は四国の太平洋側に位置し、背後に四国山脈が連なる、山地率 90％近い平地の少ない県です。したがって産業構造も小さく、人口は約 78 万人です。しかし、その地形から海の幸、山の幸にはたいへん恵まれています。お酒もおいしい。ぜひ一度、高知へお越しください。

高知会は会員数 130 名です。もちろん広報部が広報を担当していますが、少人数会ゆえに役員全員が広報兼務といった感じでしょうか。では、高知会の活動をご紹介したいと思います。

路面電車車体広告

東京都内を走るのが都電なら

ば、高知県内を走っている路面電車は土佐電鉄で土電（とでん）と呼ばれています。以前に「境界標設置キャンペーン」の一環として路面電車に車体広告を出しました。３年前のテレビ CM で、女優の綾瀬はるかがポカリスエット全面広告の電車と一緒に走る女子高生を演じた、あの電車です。写真は、ごめん（南国市後免）へ向かう電車と、広告を出した時の電車側面です。電車２両に１か月間広告をして、費用は約 55 万円でした。

ちなみに、「ごめん行」、「いの行」があります。おきゃく電車（おきゃく＝宴会のこと）もあって、なかなか風情があります。四国では愛媛県松山市内でも路面電車が走っています。高知や愛媛においでになった際には、ぜひ乗ってみてください。

学校基準点設置

５年ほど前から、高知市内のほぼ全ての市立中学校（一校については近々建て替え予定であり、建築工事完了後に設置予定）に学校

土電（とでん）電車

学校基準点

基準点を設置しました。世界測地系に基づいた各学校の正確な位置関係を示すとともに、生徒たちへの PR にもなっています。お隣りの香川会では県内 224 の小学校と、有名な小豆島の岬の分教場に基準標石ココ石を埋設しています。高知会の学校基準点はその数で遠く及びませんが、頑張って徐々に追い着いていきたいと思っています。

吉野川いかだ祭り

高知県内には、日本最後の清流と呼ばれる四万十川が流れています。そして四国を流れるのは四国三郎「吉野川」です。坂東太郎「利根川」、筑紫次郎「筑後川」と並び

吉野川を下る高知会いかだ

称される大河です。支流を合わせた流域は四国四県に跨り、徳島平野から紀伊水道にその流れを湛えています。その源流に程近い本山町の早明浦（さめうら）ダムの直下から約5 km を下る“いかだレース”をメインに、吉野川いかだ祭りが毎年8月に行なわれます。漕ぎ手の高齢化などの諸事情により、ここ数年は出場を見合わせていますが、それまで毎年出場して「高知県土地家屋調査士会」の横断幕をいかだに掲げ、PR を兼ねた勝負と夏のレクリエーションを楽しんでいました。今は充電期間ですが、知力体力の勝れた若手を育成し復活を目指しています。

無料相談

高知会主催のものとしては、毎週木曜日に予約制で会館での相談を受け付けています。それと毎年4月1日「表示登記の日」に、高知市役所玄関ピロティーで無料相談会を行っています。以前は中心商店街のアーケード近くなどで行っていましたが、駐車場確保を含め相談者のニーズに応えるには、今のところ市役所玄関が格好の場所のようです。昨年は 25 件の相談がありました。中には人生相談のような内容もありましたが、当会きっての人情調査士が丁寧に対応いたしました(連合会会報5月号参照)。

高知では「土佐士業交流会」を立ち上げ、いわゆる士業と呼ばれる職種が一堂に会し交流しています。土佐士業交流会でも、昨年度まで無料相談会を催していましたが、各別の相談会が充実してきたことなどから相談者が減少し、残念ですが、合同での相談会は本年度より中止が決定しました。

その他では、不動産業界団体や県土地対策課主催の無料相談会に、会員を派遣し協力しています。

会　報

会報は年に1回の発行です。編集会議を 10 月頃に始め、1月下旬から2月上旬をめどに発行します。以前は年に2回ないし4回発行したこともありましたが、年に1回となって、もう久しくなります。ただ、年に1回の発行ですと、内容がどうしても画一的になってしまいがちです。この点が今後の課題だと感じています。もっとも、寄稿依頼には、皆さん二つ返事で引き受けてくれます。特に、法務局職員に体験談などをお願いするのですが、いつも気持ちよく受けていただき本当に有難く思っています。

ホームページ

公嘱協会、境界センターと同じ形式による三本立てです。以前の HP が一昨年ダウンしてしまいましたので、昨年「丈夫で簡単」を売りにする業者に依頼して再立ち上げを行いました。なるほど、更新が簡単です。会員への連絡は基本的に書面により行いますが、メール、HP を併用して行なう場合もあります。外部向けには、他会の HP も参考にしながら効果的な PR 方法を模索中です。

ラジオ CM

メディア利用のものでは、新聞広告やテレビ CM を実施した時期もありましたが、最近は、いかんせん予算が無い。そこで、少ない予算で効果的な方法はないかと検討した結果、本年度はラジオ CM を行っています。昨年9月から今年3月までの7か月間、民放ラジオで毎週木曜日の午前 11 時から「ニュース天気予報」の番組提供として、「あなたの土地に境界標はありますか？ご自分の土地の境界を知っていますか？」と、地元局の癒し系女子アナウンサーに優しく問いかけてもらっています。効果が見えるまでにはもう少しといったところですが、今後も予算をやりくりしてマスメディアは継続利用していきたいと思っています。

高知県土地家屋調査士会館

おわりに

会報やホームページも含め年間 100 万円に満たない広報予算で活動していますので、単年度の活動では限りがあります。今回の寄稿については過去の会報や写真を当たり、一部「思い出の広報最前線」になってしまいました。

高知会の会員数は、過去最も多かった 25 年前から 50 名あまり減っています。この減少率はかなり大きいです。しかし、このまま手を拱いている訳にはいきません。弱小会にもそれなりの方法がある筈です。ジョイントで相乗効果の得られる企画なら乗っていくのも大事でしょうし、会員一丸となって、1年後に制度制定 60 周年を迎える土地家屋調査士を PR していきましょう。

高知会広報部長　松本嘉人

「金と銀の島、佐渡」－鉱山とその文化－
～日本を支えた金銀山を世界遺産に！～

新潟県土地家屋調査士会　　中川　進

はじめに

「佐渡へ佐渡へと草木もなびく佐渡は居よいか住みよいか」で全国に知られる民謡「佐渡おけさ」の元唄は、北九州のハイヤ節で江戸時代に北前船によって佐渡に伝えられたといわれています。日本海に浮かぶ佐渡は、離島では日本一の大きさで東京23区の1.5倍あり、8世紀頃から流人（貴族）が京から貴族文化をもたらし、1601年の佐渡金山発見により武家文化や町人文化が発展し、佐渡独特の文化を育んできました。最盛期には世界一の産出量を誇った佐渡金山は、平成元年の閉山まで388年の間、78トンの金を産出しましたが、その半分は徳川時代に人力で掘られました。日本を支えてきた佐渡金山を中心に、世界遺産登録を目指す佐渡について紹介いたします。

概要

佐渡には金銀山が広く分布しています。西三川砂金山遺跡、鶴子銀山遺跡、新穂銀山遺跡、相川金銀山遺跡の4つの鉱山遺跡を中心に、鉱山技術の初期の時代からもっとも近代化された時代まで、そのすべての歴史と関連文化を今なお見ることができる希有な場所が佐渡です。

佐渡が「金の島」として歴史に登場するのは、11世紀末の『今昔物語集』に始まります。古くは

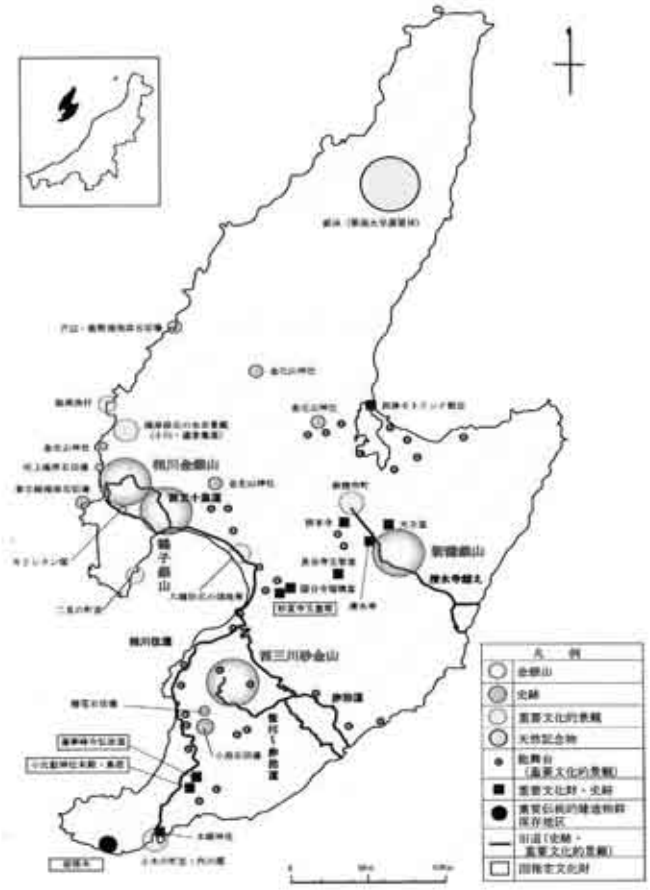

西三川で砂金採取が行われていましたが、鶴子銀山や新穂銀山の露頭掘りの時期を経て、相川金銀山の発見で最盛期を迎えます。徳川幕府の天領となり、その財政を支えてきました。

16世紀に大陸からもたらされた「坑道掘り」「灰吹法」の技術は、先に世界遺産登録となった石見銀山に根付き、17世紀に佐渡において採鉱から精錬に至る一連の工程に組み込まれることで、当時としては最も進んだ金銀生産システムとして確立され、国内各地の鉱山へと伝播し、鉱山開発を発展させる拠点として重要な役割を果たしてきました。

明治時代には、国策で欧米の最新技術が導入され、概に確立していた生産システムを基盤に日本で最も早い鉱業の近代化が進められ、国内及び東アジアの鉱山開発に大きく寄与し、佐渡は日本を代表する鉱山であり続けました。

離島という特殊な環境から、鉱山の遺跡や工作物の他にも、独特の土地利用形態を表す景観や伝統的な文化が継承され、現在もそれを見ることができるのです。

佐渡金山の象徴　道遊の割戸

地表に露呈した鉱脈を江戸時代に露頭堀りした跡で、山頂から断崖絶壁で深さ約 74 m、巾約 30 m ある

大膳神社　能舞台

現存する 30 余の能舞台の一つで、その約半数では現在も祭り等で定期的に演能されている。

金山の町・相川と佐渡の文化

佐渡は 4 年前に 10 市町村が合併し佐渡市となりました。筆者の住む旧相川町は、金山の栄光と影を背負って、至るところに歴史的風景が展開する町で、世界遺産登録を目指す中心的な存在です。金山の開発が進むにつれ、全国各地から山師や金掘り大工などが集まり、また江戸あるいは京（京都）・大阪からの物流が始まり、17 世紀前半の最盛期には相川の人口は 5 万人に達したといわれています。相川では計画的な町づくりが行われ、当時としては世界的に類例をみない大規模な臨海鉱山都市としての景観を形成しました。

無名異焼・蝋型鋳金など鉱山と関連する技術も数多く伝承されており、3 人の人間国宝を輩出し、一人は現在も活躍しています。

史蹟・佐渡金山は、佐渡へ来たら必ず見学する重要な観光施設となっており、道遊の割戸は江戸時代に佐渡で一攫千金を夢見た人達の名残を見ることができます。時代劇では島流しの暗いイメージが定着していますが、そうではなく今の東京のように当時としては有数の稼ぎ場所であり、全国から多様な職業の人が大勢集まり繁栄してきたのです。

また能の大成者・世阿弥が佐渡に流刑になったことや、初代佐渡奉行・大久保石見守長安が能楽師出身だったこともあり、佐渡では現在も島民の生活に能が浸透しており、能舞台も数多く残されていて（かつては 200 以上あったといわれる）、一般島民が祭り等で演能し気楽に楽しんでいます。

このように金銀山は佐渡島内の広範な文化面にも影響を及ぼし、島民によって伝承されています。

世界遺産登録に向けた取組み

かねてより新潟県と旧佐渡 10 市町村は、世界遺産登録に向け官民一体となって調査・研究を進めていましたが、1 島 1 市で佐渡市となってからはその機運も更に進み、平成 18 年度に国内暫定一覧表記載の候補地として提案しましたが、継続審議となり、19 年度に再提案し、去る 9 月 26 日に 20 年度の国内暫定一覧表記載が決定しました。

筆者も世界遺産登録をバックアップする全島的な民間組織「佐渡を世界遺産にする会」の会員として、また佐渡金山周辺の忘れ去られた古道を復活する「佐渡金銀山古道を歩く会」の会員として、保存と啓蒙の活動を続けてきた甲斐があったと喜んでいます。

しかしながら、ようやく国内での一次試験に合格したようなものであり、今後二次試験、本試験と難関がまっており、今まで以上に島民の結束が必要となってくるもので、益々奮起して頑張って行きたいものです。

最後に

佐渡の世界遺産登録は佐渡島民だけでなく、新潟県民としても悲願であると思っています。

暫定一覧表記載決定の前日、9 月 25 日に佐渡では 27 年ぶりに朱鷺が 10 羽自然に試験放鳥され、佐渡は二重の喜びに包まれました。

現在 8 羽が元気に飛び回り、1 羽は遠く本土まで飛来し 38 年ぶりに本土で元気な姿を見せています。

世界遺産登録にふさわしい、自然環境を大切に育みながら、受け継がれてきた歴史と文化を継承して行きたいと願っています。

ぜひ佐渡へお越し下さい。自然と歴史と文化が待っています。

（資料提供：佐渡市）

熊本会

「女性調査士としての38年間」

山鹿支部　豊永　章子

『会報くまもと』No.272 夏号

幸せな時間

私がこの男性社会の仕事であろう土地家屋調査士の世界に飛び込んだのは、司法書士である主人の「資格を取れ」の鶴の一声によるものでした。補助者として主人をサポートしてはいたものの、まさか土地家屋調査士などという資格を取ろうとは思いもよりませんでした。

もともと理数系に強かったお陰か、30歳、2回目にて試験にパス、晴れて調査士にはなったものの、苦労の連続でありました。

現場での力仕事は勿論のこと、立会いでは女性ということだけで「話にならん」と一蹴され、時には「女がでしゃばるな」と測量することすら拒まれたこともありました。そのたびに心の中で歯軋りをしながら、表面上は笑顔で、根気よく説明し、丁寧な対応を心がけてきました。

また、スケジュールをやり繰りし、研修会に積極的に参加して知識を研鑽し、また先輩方から色んなノウハウをいただくとともに、色んな測量機器に興味を持ち、いち早く取り入れました。仕事に関する本を365日枕元において寝るほど、がんばっておりました。

その結果、私を頼ってきてくださるお客さんも増え、忙しい日々を送らせていただく結果となりました。家族のサポートもあったからかと思います。

また大きな測量をするときには(まだ光波がなかった頃)、日曜のレジャーの代わりに、家族総出で測量をしたことも思い出のひとつです。

主人には立会いの際、後ろに立ってもらっていると、主人の大きな顔が功を奏するのか、最初は女性だからと文句をつけても、最後には、大きな顔を立ててもらい、円満解決することもありました。

資格を取得した後に出産したのですが、仕事が入っていたため、産前5日、産後10日位の産休で測量に出ました。労働基準監督署が聞いたら叱られそうですが、自分で受けた仕事は責任をもって全うする…それが私のポリシーです。

土地家屋調査士として仕事を続けるからには、女性であるからといって甘えは許されませんからね！

私も38年間この仕事に携わり、色んな方々と出合わせていただき、辛いことも多々ありましたが、概して充実した幸せな時間だったのかなあとも思います。私の気力・負けん気は「女のくせに…」と、あからさまに言われてきた時代への反発だったのかもしれません。

今の若い女性の先生方は、このような苦労がなくお幸せだとつくづく思います。

無理やり、この世界に飛び込ませ、「専業主婦だったらよかったのに。」と言わせ続けた主人に、梶メイ子の“恨み節”でも歌ってやろうかと思いましたが、まあ最後は「おまえとみちづれに～」と牧村美枝子で切り返されそうなのでやめておきましょう。

土地家屋調査士の仕事に限らず士業というものは、自動車運転に似ていると思います。免許取立ての頃はハンドルにしがみつき、周りを見回す余裕もないのですが、慣れてきたら慣れてきたで、不意の落とし穴にはまり、不慮の事故にでもあいそうになり冷や汗をかくこともあります。

これからも、気を緩めることなく、自分に与えられた天職を最後まで全うするため、真摯に仕事を行っていきたいと思っております

近　況

特定認証局の動き

みんなで考えるオンライン登記申請

日調連特定認証局運営委員会委員　廣瀬　一郎

オンライン登記申請については、行政からの視点で検討が進んでおりましたが、平成 20 年 1 月 15 日からのインセンティブ措置等促進策が実施されている現在でも、不動産登記（特に表示に関する登記）については、相変わらず低迷しているのが現状であります。

表示に関する登記を代理する資格者の立場から、オンライン登記申請に関して、「利用者の視点」から使いやすい環境・サービスの作りこみ、利用推進策を検討してみたいと思います。

不動産登記関連でオンライン申請できるものは、以下のように 2 種類あります。

1　乙号申請（登記事項証明書等の交付請求）
2　甲号申請（不動産登記の申請）

1 の乙号申請については、オンライン申請が行えるように各事務所のパソコン環境の設定等ができれば、比較的簡易に利用でき、また、登記事項証明書が 700 円で取得できるなど一定のインセンティブがあるので利用は増えています。

乙号申請については、法務局窓口での受領等が実現すれば、今後さらなる利用が期待できます。

2 の甲号申請（オンライン登記申請）については、「特例方式」等かなりの改善が行われてきていますが、添付情報の電子化、原本提示の問題等があり、多くの会員が積極的に対応されていますが、利用件数は低迷しているのが現状です。

現在の表示に関するオンライン登記申請では、権利の登記と比較してインセンティブ措置が少ない・申請手続きが煩雑（添付情報の電子化、原本提示等）など利用を増やすことは困難であると考えられます。

では、諸問題に対応できれば利用が進むのかといった問題がありますが、オンライン登記申請に関しては、私たち資格者の関与する割合が高く、「実務に耐えうる資格者向けのサービス」を検討し提案・実現する必要があるのではないでしょうか。

具体的には、
・民間ソフトウェア・CAD ベンダー等の技術を活用する
・実務処理の流れを解析する。
・代表的な申請（土地分筆・地目変更、建物表題登記等）で検証を行いつつ改善点等を提案する。

ここで注意が必要な点は、「システムの複雑化・巨大化」についてです。つまり、私たちの意見・要望が取り入れられた場合、当然、当初のシステムより改善され使いやすいものになることが想定されますが、それに伴い、必然的にシステム自体が大きなものになるということが予想されます（予算面で手当てができれば）。

また、行政側の手続きの処理面で煩雑な処理が必要になることも想定されるので、行政ができること（得意なこと）、私たち資格者ができること（得意なこと）を明確にして役割分担を明確にする必要があります。

行政システムは、本人確認や申請の意思確認など、データの受付・処理ができれば良いので、できるだけ単純で、構築費用が安いものが求められます。私たち資格者は、行政が不得意とする「サービス機能」について、民間ソフトウェア・CAD ベンダー等と協力してシステムを検討すればよいと思います。

「実務処理の流れを解析する」についてですが、全体の申請処理における処理内容と必要時間を検証することが重要と思われます。オンラインで登記申請を行う場合に、どのような作業が必要で、処理に必要な時間、また、省略や短縮できる作業はないかを繰り返し検証することは非常に重要です。また、資格者の関与が低い手続や登記名義人本人が申請したほうが効率的な手続などを整理し、何が求められているかを十分検討した

上で、個人・企業向けサービスを構築していけばよいかと思います。

本人申請については、登記申請の95％以上が資格者代理人による申請であることを考えると、当面の間は、「書面申請」という申請手段もありますので、資格者によるオンライン登記申請がある程度軌道に乗ってから検討しても十分ではないでしょうか。

オンラインで不動産登記を申請する場合の検討すべき具体的なサービスのアイデアは、利用者視点、民間からの視点で考えると、いくらでも出てくるでしょう。基本は、法務局が管理する不動産登記情報との連携です。例えば、所在地番を入力して物件を検索することができる、インデックスマップのようなものから申請地等を選択することによって、申請に必要な不動産登記情報が申請支援システムを介して申請書に自動的に入力される、所有者は、自身のID（登記識別情報など）と電子証明書などを使って、自身の不動産情報にいつでも無料でアクセスできる、といったサービスが考えられます。

基本的なインデックスマップの情報を公開して、閲覧したい場所をクリックすると、基本情報が表示され、「登記事項証明書を請求する」「登記申請をする」といった選択肢が表示されるようになると、利用者にとっては格段のサービス向上となります。また、最近、ヤフーオークションなどで不動産売買などが見られますが、このようなネットで不動産売買を行う際に必要な情報がワンクリックで表示でき、信頼できる第三者の評価情報等に則り契約が成立するようなネットサービスなども、今後出現するかもしれません。

直接私たちの業務に関係はありませんが、「商業・法人登記の場合」について検討してみると、基本的な考え方は、不動産登記の場合と同じですが、資格者向けサービスに加えて、「申請者が自分でできるサービス」を積極的に開発することによって、より一層普及するものと思われます。

会社法等の整備により、日本における会社設立や設立後の変更といった手続は、以前に比べてかなり簡素化されました。しかし、まだ無駄と思える手続（原始定款の認証）が残っており、オンラインサービスの障害となっています。

会社の設立条件が法的に緩和されたのですから、手続きについても更なる簡素化が求められます。簡素化しないままオンラインサービスを展開しても、利用者は使いにくいし、システムは高価なままとなってしまいます。

また、別の観点から見ると、新規に設立した会社（企業）に対して、利用者IDやパスワードを含む「オンライン申請キット（仮称）」を作成し、設立時に作成する「代表者印（会社の実印）登録」や「登記簿謄本の取得」を行うために、登記所に行かなければなりませんが、その機会を利用して、行政側が「今後の変更については、インターネットでお願いします。」と「オンライン申請キット（仮称）」配布すれば、非常に有意義ではないでしょうか。申請者（代理人等を含む）が役所に出頭し、行政と対面で話をするわけですから、このチャンスを利用しない手はありません。このような機会を活用すれば、オンライン申請に問題となる「本人確認」「利用者登録」「ID・パスワードの発行」といった事前に必要な手続を一度に行うことが可能となります。

こうして設立された企業は、「オンライン申請キット（仮称）」を使って、
・自社の登記情報への無料アクセス
・変更登記のオンライン申請
などが行えるようになれば、一般の方の利用（法人）が増えるのではないでしょうか。

色々と述べてきましたが、一番大切なことは、私たちが利用するサービスなので、私たちが使いやすいサービスを作りこむことではないでしょうか。オンライン登記申請の一側面から見ただけで判断することなく、視点を変えて、色々なアイデアを提案することで、行政、国民、資格者の三者が協力しながら、より良いサービスを共同して検討し作り上げていくという意識を持つことが大切です。

何も考えずに、利用者の利便性を考えなければ、どのような高度な技術を駆使しても、費用を投じて高価なシステムを構築しても、利用者のニーズに応えるサービスを実現することはできないでしょう。

「出来ることからコツコツと」継続することが、利用促進の一番の近道ではないでしょうか。

会長レポート

11月16日～12月15日

Report

11月18日

秋の褒賞伝達式

平成20年秋の褒章伝達式が法務省講堂で開催され、来賓として招待をいただき出席。

今年秋の褒章に際して、5名の土地家屋調査士が黄綬褒章受章の栄に浴された。菊地勇（元連合会常任理事・現釧路会長）、横田今朝夫（元群馬会長）、杉山勇（元連合会監事・元長崎会長）、加古幸平（元連合会監事・元滋賀会長）、狭山靖裕（元鹿児島会長）の五氏で、いずれも永年にわたり土地家屋調査士業務に精励されるとともに、連合会・単位会の役員として土地家屋調査士制度の充実発展に寄与された方々。国会に出席中の森英介法務大臣に代わって小津博司事務次官から各氏に褒章の記と黄綬褒章が手渡された。この後各受章者は天皇陛下拝謁のため、法務省の用意したバスで皇居に向かった。約三時間後、皇居から法務省に戻った受章者とご令室のみなさんは法務省20階の会議室で小川秀樹民事第二課長主催の懇談会に出席。私も陪席させていただいた。

19日

公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

午前9時30分から開催された懇話会で、平成21年度税制改革への要求と政策要望をする。政策要望では公益法人三法の施行に伴い、各地の公共嘱託登記土地家屋調査士協会も五年以内に新法が規定する一般社団法人又は公益社団法人への移行が必要になるが、いずれの場合も円滑な移行が可能となるよう要望した。また、近年の政府発注業務の競争入札への移行に伴って、土地家屋調査士・土地家屋調査士法人・公嘱協会が入札参加する機会が多くなったが、政府統一の参加資格・業務区分に土地家屋調査士業務または登記業務を明示的に区分していただきたいことなどを要望させていただいた。

終了後　東京ドームホテルで開催の日本測量協会理事会に出席。

午後から各副会長、瀬口専務ほか役員と会務打ち合わせ。

20日

自由民主党法務部会・司法制度調査会、法務・自治関係団体委員会合同会議

午前　連合会にて土地家屋調査士法施行規則の改正案について打ち合わせ。

午後　自由民主党法務部会・司法制度調査会、法務・自治関係団体委員会合同会議が自民党本部で開催され、各副会長ほか連合会役員、井上孝三郎・全調政連会長ほかの皆さんと出席。税制改正や政策要望等についてヒアリングを受けた。自民党からは衆参両院の多数の議員に出席いただいた。

21日

「境界問題相談センターいわて」設立記念式典・祝賀会

全国33番目になる土地家屋調査士会ADRとして、境界問題相談センターいわてが開設。この日、盛岡市内のホテルで開設記念式典と祝賀会が開催され出席。

岩手弁護士会（石川哲会長）の全面的な協力の下、岩手県土地家屋調査士会（菅原唯夫会長）が周到な準備期間を経てこの日の開設に漕ぎつけたもので、東北ブロックでは2番目となるADR開設をブロック内各会及び公嘱協会役員のほか、出雲範夫盛岡地方法務局長はじめ内外から多数のご来賓が出席され、センターの開設をお祝いした。

22日

日本災害復興学会大会

東京・本郷の東京大学で開催された日本災害復興学会2008年度大会に出席。阪神・淡路大震災からの復興支援活動を今なお続ける阪神・淡路まちづくり支援機構の永井幸寿・津久井進の両弁護士の報告等興味深いテーマでシンポジウムが進行し、勉強させていただいた。

23日

「境界問題相談センター岡山」設立記念式典・祝賀会

中国地方では3番目となる土地家屋調査士会ADR

が髙山吉正会長率いる岡山会に設置された。岡山弁護士会（秋山義信会長）の全面的なご協力を頂き、全役員・会員が一丸となって取り組んできたとのこと。岡山会社会事業部長を兼ねる金関圭子初代 ADR センター長が語る開設までの道のりは大変な困難を乗り越えてのことであったことがうかがえた。岡山地方法務局・林久義局長、萩原誠司議員、岸田文雄前内閣府特命担当大臣、片山虎之助・元総務大臣ほか現・元国会議員の先生方も多数お祝いに駆け付けてくださった。

26 日

第 7 回正副会長会議

午後からの常任理事会を控えて、提案議題の調整等を行ったほか、懸案の課題について協議。

26 ～ 27 日

第 7 回常任理事会

調査士法人に関する規定の整備、なかんずく使用人調査士に関する規定の整備が総会後の重要課題となっており、予てから山野目章夫・早稲田大学教授を座長とする検討委員会を設置し、検討が進められてきたが、このほど同委員会から連合会長宛答申が出された。常任理事会ではその経過説明とともに、答申書に沿って、これを会長見解として発出することを決定。そのほか、業際に関する諸問題解決に前向きに取り組むこと、関連業界の連携により更なる制度の充実発展への思いを込めて、全国測量設計業協会連合会との話し合いの場を持ってきたが、近日中に基本合意書の締結を行うことなどについて意見調整を行う。そのほか、今回の常任理事会は多数の懸案事項の進捗に伴う協議がなされた。

27 日

民主党　21 年度予算・税制改革ヒアリング　ほか

早朝 8 時 40 分から民主党法務部門及び団体総局の先生方から 21 年度政府予算・税制への要望についてヒアリングを受ける。不動産登記制度の充実のため及び筆界特定制度の利便性を高めるための予算要望などをさせていただいた。

午後（常任理事会終了後）　連合会が行う能力担保のための特別研修と考査を経て ADR 代理関係業務を行うことができる土地家屋調査士として法務大臣の認定を受けた者は 10 月 1 日の第 3 回合格発表により 3100 名を超えることとなった。これら ADR 認定調査士が円滑に業務ができるようサポートするための研修等の実施が必要と考えている。この日は日調連 ADR センター長を兼ねる小林連合会副会長ほか PT の皆さんがモデル研修の実施について協議いただいた。報酬の考え方、弁護士と共同して代理するに際しての心構えや実際の業務展開等々、認定はされたものの、実際に業務するには、なお不安に思っている会員さんをサポートし、多くの ADR 認定調査士に紛争解決の場における代理人としての実績を積んでいただきたい。

28 日

災害復興まちづくり支援機構　定時総会

午前～午後　連合会内で多くの懸案事項等について担当役員と協議。

夕刻　霞ヶ関の弁護士会館で開催の災害復興まちづくり支援機構　定時総会に出席。同機構は在京の専門資格者団体等で構成される大地震等の大災害があった場合に被災地の復興のために支援することを目的として設立された団体で、私も所属する阪神・淡路まちづくり支援機構とは兄弟の関係にある。東京土地家屋調査士会（竹内八十二会長）及び東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会（鷲尾賢司理事長）も主要メンバーとして活躍されている。役員改選議案では新年度の代表委員の一人に東京会の菊池千春副会長が就任された。この日の記念講演会では、東京慈恵会医科大学の浦島充佳准教授による「新型インフルエンザ対策最前線！ 東京で新型インフルザが発生した場合、感染拡大を最小限にし、乗り越えるために地域は何をなすべきか」。ペストをはじめ歴史に残る大惨事となった感染症被害や新型インフルエンザの脅威と予防策についての興味深いお話をお聞きし、災害は自然災害だけではないことを改めて確認した。

29日

近畿ブロック協議会統一研修境界鑑定講座
日本土地法学会関西支部大会

午前　大阪駅近くの研修センターで開催中の近畿ブロック協議会統一研修境界鑑定講座に出席し挨拶をさせていただく。この日の講師は熊本家裁所長の上原裕之判事と京都弁護士会の鍔田宜宏弁護士。いずれも実務に即した示唆に富んだお話しに満席の受講者が聞き入った。

午後　京都市内で開催中の日本土地法学会関西支部（支部長・安本典夫・立命館大学教授・日調連顧問）の支部総会を兼ねた学術研究大会に出席。この日のテーマは土地基本法が施行されて今年で20年になることから、「土地についての基本的考え方―土地基本法20年を迎えて」であり、多面的な視点からの研究報告がなされた。私は、里山の保全を研究されている龍谷大学の牛尾洋也教授の環境問題、生態系の問題等を含む報告にとても興味をひかれた。国土調査事業でも山村境界保全事業が注目されていることでもあり、永年にわたる牛尾教授の実践研究成果の報告と提供資料は貴重なものだった。
香川会の長老・塚田利和会員も持論である地図と境界についての研究を報告。

30日

淡路島・野島断層へ

私も時々出席し勉強させていただいている神戸大学大学院・塩崎賢明教授が主宰する兵庫県災害復興支援センターのメンバーの皆さんと1995年1月の阪神・淡路大震災の震源地である兵庫県淡路市（旧北淡町）の野島断層近辺をフィールドリサーチ。北淡セミナーハウスで被災後の14年間の歩みを復興活動に直接携わってこられた市の幹部職員、市会議員の先生からレクチュアーを受けた後、復興のため土地区画整理事業が行われた富島地区を中心に今なお進行中の復興まちづくりの課題・隘路となったこと、地域住民の想いと現実、法整備の課題などについて勉強させていただいた。改めて大災害の悲惨さと、復興作業（事業）推進の難しさを体感。

12月2日

連合会にて瀬口専務ほかと会務打ち合わせ

3日

全測連との合意書調印式

土地家屋調査士（界）と社団法人全国測量設計業協会連合会（尾野安次会長）を中心とする測量業界とは隣接業界であり、両者を兼業する会員も少なくないが、近時の公共調達の適正化指針に基づく政府発注業務の競争入札への移行に伴い、業際に関する諸問題等も顕在化している。私は予てから、この問題に関して、両業界が胸襟を開いて忌憚のない意見を出し合い、両業界・両資格者がお互いの職域・資格制度等を尊敬し、尊重しながらこれらの課題に一定の指針を示すテーブルが必要であろう、併せて両業界の共同による研究を深め、連携して、測量に携わる者の社会的地位の向上、時代に即応した政策提案等を行い得るような設えが重要であると考えてきた。この日はそれらの取り組みの第一段階として、両業界の会長による基本合意書を締結することとなったものである。この日に至るまでには各副会長、瀬口専務、竹谷常務、関根・山田の両部長ほか関係役員のみなさんの献身的な取り組みと、法務省民事第二課・前田幸保補佐官、国土交通省国土地理院・田中博幸補佐他ご関係の皆さんに大変なご尽力をいただいた。3項目の短い合意書であるが、新しい時代を作る第一歩としての万感の思いを込めて署名させていただいた。

4日

会館にて瀬口専務ほかと会務打ち合わせ

5日

目下進行中の公共嘱託登記関連の課題に関し古屋圭司衆議院議員（自民党調査士政治連盟副会長）を横山副会長、竹谷常務理事と共に自民党本部広報本部長室に訪ね、打ち合わせ。多くのご示唆・ご教示をいただいた。

午後　日調連制度対策本部委員ほか、多くの連合会役員を歴任された柳下泰兒氏（東京会）の訃報に接する。同氏は専門誌「測量」の編集委員として出

向をお願いしたり、業務・研究部門の研修会講師等としてもご尽力をいただいた方。59 歳の若さで旅立たれた柳下氏のご冥福を只々、お祈りするばかり。

8 日～ 9 日

下川・横山の両副会長、瀬口専務ほか担当役員諸氏と公共嘱託登記関連業務の受発注等に関する諸問題を協議。

10 日

三者連絡会

霞ヶ関の法曹会館で、ともに法務省を監督庁とする日本公証人連合会（渡部正和会長）、日本司法書士会連合会（佐藤純通会長）、日本土地家屋調査士会連合会による三者連絡会を開催。毎年この時期に開催し、三会の役員が出席して情報交換と懇談を重ねているが、今年は日調連が当番会となってお世話させていただく。各資格者団体ともに現下の社会環境の激変を受けて対応すべき課題が目白押しという点では共通していると感じた。日本公証人連合会の澤脇達文事務局長は元公証人・元高松法務局長で、大阪法務局にご在勤中は大変お世話になった先生でもあり、昔噺もさせていただいた。

11 日

第 8 回正副会長会議

懸案事項についての意見交換のほか、午後から開催の第 5 回理事会の議題調整をする。

11 ～ 12 日

第 5 回理事会

今年最後となる理事会を杉井・田坂・阿部の三監事にもご出席いただいて開催。

各部事業も大詰めに来ていることから報告事項・協議議題・審議議題ともにいつもより多い。懸案の調査士法人の使用人に関する会長見解について、先に受領した連合会顧問の先生方を含む検討委員会からの答申書に沿って、これを連合会長見解として各会に発出することの承認をいただく。また制度制定 60 周年が間近に迫っていることから、記念事業に関する検討 PT を設置することを承認。平成 21 年度の連合会事業計画大綱案もたたき台の段階ではあるが提出させていただいた。

12 日

登録審査会

土地家屋調査士法第 62 条に規定された登録審査会を開催。規定では日調連会長を審査会長とするほか、四名の委員により構成するとされている。現在の委員には法務省から民事局・小川秀樹民事第二課長、学識経験者として飛沢隆志・元公証人、松尾英夫・桐蔭横浜大学特任教授（元公証人）、連合会から関根総務部長がそれぞれ就任されている。この日の審査会では土地家屋調査士会を退会後、登録取り消しの届け出がなされていない土地家屋調査士を対象に、審査会裁定による取り消しの可否等について審議した。

15 日

山本有二議員の国政報告会

都内のホテルで開催された山本有二衆議院議員（自民党調査士議員連盟副会長）の国政報告会「衆議院議員山本有二と国政を語る会」に出席。

LOOK NOW

ADR センター合同研修会

講師は早稲田大学・和田教授
ロールプレイで実力アップ

早稲田大学　和田教授による基調講義

日調連　松岡会長

ロールプレイによる模擬調停

平成 20 年 10 月 24、25 日の両日、「境界問題相談センターちば」と「境界問題相談センターかながわ」の呼びかけにより、関東ブロック管内調査士会 7 会と山形会から、ADR 担当者 57 名が参加し、ADR センター合同研修会が開催された。

講師には、わが国における ADR の第一人者、早稲田大学法科大学院・和田仁孝教授が迎えられた。

会務の合間を縫って駆けつけた日調連の松岡会長、小林副会長の激励の言葉に会場の千葉県土地家屋調査士会館は、熱気につつまれた。

研修は、和田教授の「土地家屋調査士型 ADR ―調停人の倫理とジレンマ」と題する基調講義に始まり、ロールプレイによる模擬調停主体に進められた。

模擬調停では、各人が調停人、申立人、相手方に成り切り、本番さながらの迫真の演技を展開、ADR 手続実施者としての実力は確実にアップした。

情報交換の時間では、各センターの現状と課題が報告され、活発な意見交換がなされた。

このような合同研修会は、関東では初めて開催されたが、今後の共同開催や研修のための緩やかな組織作りについて提案があり、満場一致で賛同の意思が示された。

土地家屋調査士会型 ADR は各地で次々に設立されているが、社会への定着が注目されている。

我々はこの夢を、必ず実現しなければならない。

(千葉県土地家屋調査士会・広報部)

ちょうさし俳壇

第284回

堪へ性　水上陽三

熱燗の徳利持つ手の堪（こら）へ性
里神楽おろち退治の大団円
葛枯れて東京砂漠兆しけり
仕事納め無帽が多し人の波
風になく灯を眼裏に三の酉

雑詠　水上陽三選

愛知　清水正明

獅子頭脱ぎて獅子吼となりにけり
湯豆腐や染井の水の柔らかし
難解語覚えて忘る置炬燵
潮騒をなだめ磯笛淑気満つ
悴（かじ）け鳥カイニョの中に昼も夜も

（※カイニョとは砺波地方の方言で屋敷林）

茨城　島田操

存（ながら）へてなごむ取り膳根深汁
数へ日や拾い読みする農日記
子の帰り待ちつつ温む根深汁
縁側に茶飲み友達冬日和
見栄を張るつもりなくなる頬被り

岐阜　堀越貞有

留守宅のポストへメモや日の短
盆栽を居間に持ち込むちゃんちゃんこ
未練などあると思へず返り花
靴擦れの治るを待てず秋登山
鳥が来て覗くポストや初時雨

岐阜　深谷健吾

冬めくや日向の岩に親子猿
菊一輪活けし形見の徳利かな
愛用の机上に美濃菊活けにけり
松に菰巻き街道の冬仕度
朴葉味噌焼くや奥飛騨時雨をり

東京　黒沢利久

冬日向猫の太郎も今は亡し
床拭くや勤労感謝の日の夕べ
はらからの軍人将棋冬灯
十二月八日の月が天心へ
河口より日光連山見えて冬

埼玉　井上晃一

菰巻いて松の並木の冬支度
故郷の新米届く便利な世
入院中の祖父に見せたき今年米

今月の作品から

清水正明

獅子頭脱ぎて獅子吼となりにけり

獅子吼とは、元来仏が説法するのを、獅子が吼えて百獣を恐れさせる威力にたとえていう言葉であるが、ここでは獅子頭を被って踊っていた男が、頭を脱いだ途端に弁舌家に変身したという程度に解すべきだろう。獅子頭・獅子吼の獅子のリフレーンがむしろ重みを脱していよう。

島田操

存（ながら）へてなごむ取り膳根深汁

取り膳は、男女二人一つの膳に向かって食事をすることである。この場合は言うまでもなくご夫婦の睦まじい食事風景である。結ばれた夫婦もすでに老境に達し、労わり合っている雰囲気が暖かい根深汁によって微笑ましいものとなった。

堀越貞有

留守宅のポストへメモや日の短

冬至をピークに冬の日ぐれは早く、何となく心せく日が続く。そんな時何かの要件があって訪れた相手がたまたま留守だったのである。致し方なく要件をメモに認めてポストへ投入して来た。只それだけのことで特段にどうと言う事のない句であるが、気ぜわしい短日の気分は出ている。

黒沢利久

冬日向猫の太郎も今は亡し

作者は余程の愛猫家なのであろう。風のない穏やかな冬の日向を見たとき、かつてそこには日向ぼこをしていた猫の太郎がいた事をおもって懐かしんでいるのである。猫にかこつけてはいるが、もっともっと大事な人なのかもしれない。

大規模災害基金状況

平成 20 年 12 月 15 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

単位会からの拠出金計	¥	149,754,391
他の寄付金等収入計	¥	6,219,054※
一般会計繰入金計	¥	16,000,000
見舞金計	¥	－49,505,000
他の支出	¥	－654,185
	¥	121,814,260

※内 自家共済残余財産寄付金 ¥3,559,544

各会からの大規模災害拠出金合計
（平成9年度から平成20年度まで）

平成 20 年 12 月 15 日現在

各調査士会	拠出金額				
東京	¥ 14,490,000	愛知	¥ 5,397,948	宮崎	¥ 2,053,000
神奈川	¥ 6,500,000	三重	¥ 2,134,081	沖縄	¥ 2,027,000
埼玉	¥ 9,213,920	岐阜	¥ 1,639,323	宮城	¥ 1,641,428
千葉	¥ 4,606,529	福井	¥ 844,786	福島	¥ 3,286,051
茨城	¥ 3,875,500	石川	¥ 1,435,000	山形	¥ 604,328
栃木	¥ 1,741,500	富山	¥ 1,436,000	岩手	¥ 1,621,298
群馬	¥ 2,409,000	広島	¥ 1,527,773	秋田	¥ 1,178,852
静岡	¥ 6,627,029	山口	¥ 1,231,000	青森	¥ 1,744,300
山梨	¥ 1,012,000	岡山	¥ 1,383,110	札幌	¥ 3,466,970
長野	¥ 2,127,500	鳥取	¥ 933,500	函館	¥ 753,000
新潟	¥ 3,165,900	島根	¥ 1,019,000	旭川	¥ 723,000
大阪	¥ 13,164,000	福岡	¥ 5,014,500	釧路	¥ 1,113,000
京都	¥ 1,012,131	佐賀	¥ 1,108,000	香川	¥ 1,400,000
兵庫	¥ 14,654,812	長崎	¥ 2,327,000	徳島	¥ 801,126
奈良	¥ 1,305,564	大分	¥ 2,007,000	高知	¥ 913,000
滋賀	¥ 1,513,632	熊本	¥ 2,586,000	愛媛	¥ 2,305,000
和歌山	¥ 1,299,000	鹿児島	¥ 3,381,000	合計	¥ 149,754,391

災害見舞金支出一覧①
（平成15年度まで）

平成 20 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	支出先	災害内容	合計
H10. 8.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	茨城	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	福島	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	高知	会員 3名	集中豪雨	¥ 60,000
H11. 4.14	岡山	会員 1名	台風	¥ 20,000
H11.11.16	愛知	会員 4名	竜巻	¥ 80,000
H11.12.10	山口	会員20名	台風	¥ 490,000
H12. 4.14	札幌	会員 1名	有珠山噴火	¥ 30,000
H12. 6.14	岩手	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000
H12.11.27	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000
H13. 3.28	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H14. 8.12	岐阜	会員 1名	台風 6号	¥ 100,000
H14.11.18	千葉	会員18名	台風21号	¥ 100,000
H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 8. 8	福岡	会員 1名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H15. 8.22	宮城	会員 1名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H15. 9.25	宮城	会員 7名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
			支出計	¥ 6,670,000

災害見舞金支出一覧②
(平成19年度まで)

平成 20 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	支出先	災害内容	合	計
H16. 7. 7	佐賀	会員 1名	佐賀市竜巻	¥	200,000
H16. 7.23	新潟	会員14名	集中豪雨	¥	1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥	500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥	250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥	100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥	100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥	150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥	100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥	700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥	150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥	150,000
H16.10. 4	広島	会員13名	台風18号	¥	300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥	100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥	150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥	200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥	300,000
H16.10.18	兵庫	会員12名	台風16号、18号	¥	360,000
H16.10.19	山口	会員21名	台風18号	¥	580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥	250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥	50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥	1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥	1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥	70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥	90,000
H16.11.17	新潟	会員34名	新潟県中越地震	¥	8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥	100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥	520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥	100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥	20,000
H16.11.25	兵庫	会員15名	台風23号	¥	3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥	550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥	20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥	200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥	100,000
H17. 3.30	新潟	会員14名	新潟県中越地震	¥	2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥	50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥	100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥	150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥	1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥	200,000
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	¥	750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	¥	900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥	500,000
H19. 6.25	石川	会員21名	能登地震	¥	5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥	1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥	1,000,000
H19.12.27	新潟	会員29名	中越沖地震	¥	3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥	1,000,000
			支出計	¥	41,635,000

災害見舞金支出一覧③
(平成20年度～)

平成 20 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	支出先	災害内容	合	計
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥	500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥	500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥	200,000
			支出計	¥	1,200,000

平成9年度から平成20年度まで支出合計　　￥49,505,000

なるほどナットク 国民年金基金 13

ご存じですか？国民年金基金は50歳代からでも加入できること！

～高齢で加入しても必ず年金に結びつく安心の公的年金制度です～

土地家屋調査士国民年金基金

ご安心ください！50歳代でもまだ大丈夫です！

「年金受給まであとわずかだから、年金を増やすなんてもう無理かな…」などとあきらめてしまっている方はいらっしゃいませんか。国民年金基金ならそんな心配は無用です。国民年金基金には、税制上の優遇措置などさまざまなメリットがありますが、それはいつ加入しても同じです。50歳はもちろん59歳の方でも加入できますし、各自それぞれの年金プランを立てることができます。遅すぎるということはありません。

今からでも具体的に考えてみてはいかがでしょうか。

50歳以上の方のご加入・増口に当たってのチェックポイント

CHECK1 掛金 1口当たりの掛金月額は一律

CHECK2 年金 年金額は、加入時年齢によって設定。受け取る年金額は、60歳までの加入月数によって異なります。

■ 50歳以上で加入の方の年金額表（年単位）（男性・加入時年齢抜粋）（単位:円）

		加入月数	1口目（終身年金）		2口目以降（終身年金・確定年金）				
給付の型			A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型
			終身お受け取り 65歳から80歳までの保証期間付き	終身年金 保証期間なし	終身お受け取り 65歳から80歳までの保証期間付き	終身お受け取り 保証期間なし	15年確定年金 65歳から80歳までの保証期間付き	10年確定年金 65歳から75歳までの保証期間付き	15年確定年金 60歳から75歳までの保証期間付き
掛金月額（固定）			16,020円	13,780円	8,010円	6,890円	6,145円	4,270円	6,700円
加入時年齢	50歳0月	120月	**120,000円**		**60,000円**				
	52歳0月	96月	**94,300円**		**47,150円**				
	55歳0月	60月	**57,400円**		**28,700円**				
	59歳0月	12月	**11,080円**		**5,540円**				

・50歳1月以上の方は、60歳までの加入期間が短いために掛金月額が高額になってしまうことから、それより若い方の場合と異なって、年齢にかかわらず、掛金月額を年金の型ごとに一定にして、加入または増口をされたときの年齢に応じて年金額が設定されています。

CHECK3 組み合わせ 確定年金の年金額が終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超える組み合わせはできません（確定年金の年金額は、全体の年金額の半分以下となるようにします）。

メリット1 **老後の生活スタイルを考えて、何口加入・増口するかを設計できる。**

【モデルケース：Tさん（52歳0月男性）が年金月額3万円（年金額36万円）程度を終身受け取りたい場合】

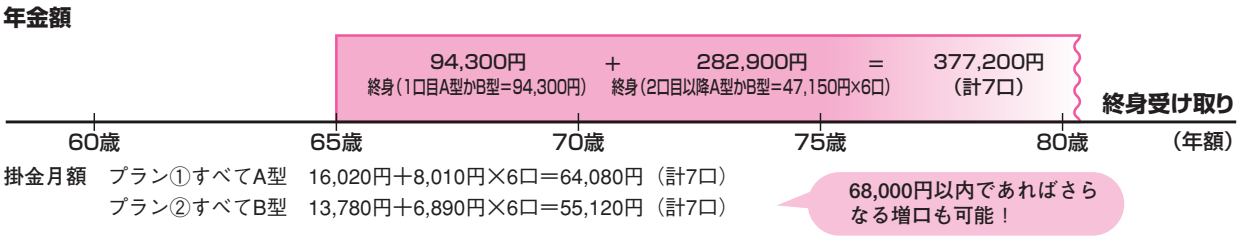

掛金月額　プラン①すべてA型　16,020円＋8,010円×6口＝64,080円（計7口）
　　プラン②すべてB型　13,780円＋6,890円×6口＝55,120円（計7口）

68,000円以内であればさらなる増口も可能！

【モデルケース：Kさん（55歳0月男性）が60歳からの年金を手厚くしたい場合】

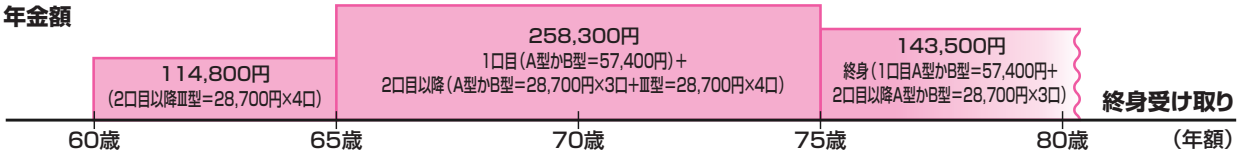

掛金月額　プラン①A型ベース　16,020円＋8,010円×3口＋6,700円×4口＝66,850円（計8口）
　　プラン②B型ベース　13,780円＋6,890円×3口＋6,700円×4口＝61,250円（計8口）

民間の個人年金よりも、貯蓄よりもやっぱり基金のほうがお得です！

老後の生活のために、民間の個人年金や貯蓄を…という方もいらっしゃるでしょう。しかし、民間の個人年金の場合、高齢になるほど終身年金プランが少なくなり、掛金も高額となってしまいがちです。また、所得控除が年間5万円までなのに対して、基金の場合は掛金全額（最大年間816，000円）が控除の対象となりますので、同じ掛金を納める場合にも基金であれば相当な節約になり、その分がお得になります。

貯蓄の場合、使ってしまえばなくなっていくものです。昨今の超低金利では、利息で増やそうという期待もそうは望めません。税制上のメリットは、基金と貯蓄とを比べた場合にも絶大です。基金ではいわば掛金を納めながら税率分の貯蓄をしているようなものです。また、基金であれば、掛金は毎月計画どおり継続して預金口座からの引き落としとなりますので、より確実に老後の資金準備ができるのではないでしょうか。

メリット2　税制上の優遇で、実質的な掛金負担が軽減される！

【検証：前頁のTさん（52歳0月男性、課税所得600万円で税率30%（所得税20%、住民税10%）がプラン①A型7口加入した場合】

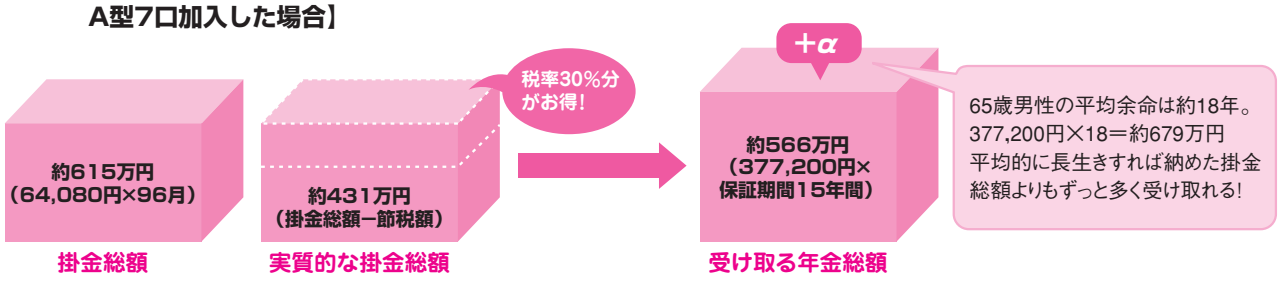

メリット3　平均的に長生きすれば、損することはありません！

メリット4　基金の年金の基本は終身年金、長生きする分受け取る年金が増えるからお得＆安心！

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15　シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP http://www.chosashi-npf.or.jp/

会務日誌　11月16日～12月15日

11月

18日

第4回業務部会
＜協議事項＞
1　平成21年度事業計画(案)及び予算(案)の作成について
2　調査・測量実施要領改訂に係る今後の対応について
3　業務統計等検討会報告書に係る今後の対応について
4　登記基準点に関する今後の取組みについて
5　オンライン登記推進室との連携について
6　その他

19～20日

第6回総務部会
＜協議事項＞
1　平成20年度第2回全国会長会議及び平成21年新春交礼会の運営等について
2　平成20年度総務部事業の執行状況について
3　関係法令、会則、諸規程等の検討･整備について
4　調査士会の自律機能確立の指導･支援について
5　懲戒事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析について
6　「土地家屋調査士倫理規範」の啓発について
7　役員選任規則改正への対応について
8　連合会業務執行体制の検討について
9　事務局執行体制の検討について
10　日調連事業及び財務等の情報公開に関する規則の作成について
11　会館維持管理規程の作成について
12　その他

20日

第3回社会事業部会
＜協議事項＞
1　平成21年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について
2　不動産登記法第14条地図、DID地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応について
3　平成地籍整備事業に対する土地家屋調査士専門職能の活用について
4　地籍制度充実のための政策要望等への対応について
5　地図混乱地域の調査･研究について
6　筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応について
7　筆界特定制度の取組み体制の強化(3部門別担当者会同等)について
8　日調連ADRセンターの運営と取組みについて
9　日本司法支援センター(法テラス)に関する事項について
10　公共嘱託登記関連業務の具体的な受託推進について
11　各土地家屋調査士会･全公連と公共嘱託登記関連業務の連携について
12　公益法人制度改革への対応について
13　専門家としての社会的貢献を図るための対応について

21日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同(関東ブロック)
＜各部のテーマ＞
・登記基準点の認定に関する具体的運用について(業務部)
・土地家屋調査士CPD(概要・運用マニュアル等)について(研修部)
・筆界特定制度の円滑な運用について(社会事業部)
・平成地籍整備と地図作り(地図作りの新たな展開)(社会事業部)
※全国8ブロック同一テーマ

25日

第1回考査問題検討委員会

26日

第7回正副会長会議

第7回常任理事会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会における検討結果の対応について
2　日調連役員選任規則の一部改正(案)について
3　土地家屋調査士倫理規程(案)について
4　土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
5　平成20年度第2回全国会長会議及び新春交礼会の運営等について
6　登記完了証の頒布方法について
7　「土地家屋調査士　調査・測量実施要領」の改訂方針について
8　第4回土地家屋調査士特別研修における基礎研修録画収録の契約について
9　土地家屋調査士専門職能継続学習制度における本格稼働の周知について
10　日調連ADRセンターの位置付けについて
11　地籍学シンポジウムについて
12　土地家屋制度制定60周年記念事業準備委員会の組成について
13　平成21年度各部事業計画(案)について

12 月

2～3 日

第 4 回研修部会
＜協議事項＞
1　平成 20 年度研修部事業経過及び予算執行状況について
2　平成 21 年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)並びに平成 21 年度特別研修特別会計予算(案)について
3　業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同への対応について
4　土地家屋調査士制度制定 60 周年記念における研修部事業の企画案について
5　その他

第 2 回環境 PT 会議
＜協議事項＞
1　関係方面への周知について
2　平成 21 年度事業計画案への反映と平成 21 年度予算案について

4～5 日

業務･研修･社会事業に関するブロック担当者会同(中部ブロック)
＜各部のテーマ＞は 11 月 21 日関東ブロック欄に記載

10 日

第 4 回認証局運営委員会
＜協議事項＞
1　日調連特定認証局更新認定に係る規程等の承認について
2　平成 21 年度以降における新入会員からの特別会費徴収及び平成 22 年度以降の予算について

11 日

第 8 回正副会長会議

11 ～ 12 日

第 5 回理事会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士倫理規程(案)について
2　登記基準点の認定費用について
3　土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業について
4　公益法人制度改革に係る連合会の対応について
5　隣接業界との業務区分について
6　地籍シンポジウムの開催について
7　その他

第 5 回理事会業務監査

12 日

第 1 回登録審査会

14 日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同(四国ブロック)
＜各部のテーマ＞は 11 月 21 日関東ブロック欄に記載

15 日

第 8 回広報部編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　会報について
2　「地籍学会」創設に向けた「地籍シンポジウム」のパンフレット作成について
3　土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業について
4　「地理空間情報フォーラム 2009」について
5　平成 21 年度事業計画(案)及び同予算(案)について

ⓘ お 知 ら せ

土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する法務大臣の団体指定について

次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第 532 号

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成 20 年 12 月 1 日　　法務大臣　森　　英介

名　　称	主たる事務所
奈良県土地家屋調査士会	奈良市東紀寺町 2 丁目 7 番 2 号

平成20年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項の規定による平成 20 年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成 20 年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成 20 年 12 月 19 日付け官報に掲載されております。

記

試験日	筆記試験（8 月 24 日）、口述試験（11 月 10 日）
出願者数	7,270 名
受験者数	6,074 名（午後の部の試験を免除された者であって午前の部を受験した者又は午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）
合格者数	488 名（男 463 名・94.9%　女 25 名・5.1%）
筆記試験合格点	午前の部の試験　満点 100 点中 73.0 点以上 午後の部の試験　該当なし

（午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 50 点中 35.0 点に、記述式問題については満点 50 点中 31.0 点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点 60 点中 30.0 点に、それぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。）

平均年齢	36.43 歳		
最低年齢	20 歳	2 名	
最高年齢	64 歳	1 名	※年齢は H 20.12.2 現在

生年別合格者数

生　年	人数
昭和 63 年	1
昭和 62 年	1
昭和 61 年	1
昭和 60 年	4
昭和 59 年	6
昭和 58 年	12
昭和 57 年	11
昭和 56 年	9
昭和 55 年	13
昭和 54 年	16
昭和 53 年	29
昭和 52 年	24
昭和 51 年	23
昭和 50 年	35
昭和 49 年	37

生　年	人数
昭和 48 年	43
昭和 47 年	27
昭和 46 年	23
昭和 45 年	16
昭和 44 年	19
昭和 43 年	16
昭和 42 年	17
昭和 41 年	9
昭和 40 年	14
昭和 39 年	8
昭和 38 年	10
昭和 37 年	8
昭和 36 年	5
昭和 35 年	7
昭和 34 年	2

生　年	人数
昭和 33 年	8
昭和 32 年	5
昭和 31 年	4
昭和 30 年	5
昭和 29 年	4
昭和 28 年	3
昭和 27 年	5
昭和 25 年	2
昭和 24 年	3
昭和 23 年	1
昭和 22 年	1
昭和 19 年	1
合　計	488

受験地別合格者数

受験地	人数
東　京	187
大　阪	83
名古屋	70
広　島	31
福　岡	45
那　覇	6
仙　台	26
札　幌	14
高　松	26
合　計	488

会員研究論文募集のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会広報部では、全国の会員の皆様からの論文を募集します。

昨年、パシフィコ横浜で開催された『地理空間情報フォーラム 2008』には 3 日間で延べ 2 万人を超える来場者がありました。日本土地家屋調査士会連合会が参画した「表示登記制度研究発表会」には 370 人の来場者が集まり、会場となったアネックスホールは満員に埋め尽くされ、充実した発表会となりました。

昨今の各省連携により、地図政策への取組みにおける基本的な情報の国際化、行政政策上の共有化が必然とされる中、高度空間情報社会での地理空間政策における土地家屋調査士の携わる日常業務の成果、街区基準点の維持・管理を捉えた利活用の推進、筆界特定制度でのデータ構築の共有化、ADR センター情報等での「筆界」情報の確立等、時代は技術論に留まらず、地理空間情報での抜本的な部分での『地籍学』の確立が急務とも考えられます。

土地家屋調査士は地籍に関する情報の生産現場に直接関与する立場から、会員からの論文を募集します。

選考の上、入選された論文については『地理空間情報フォーラム 2009』にて発表をしていただきます。日頃の研究成果を発表するとともに、登記・地籍等に関する測量の情報共有、また意見交換をすることにより、土地家屋調査士全体の研究の資としていくことを目的としています。多くの方々の積極的なご応募を期待します。

●会員研究論文 応募要領

(1) 内　　容　“地籍情報の生産現場―登記測量の視点から―”に関する論文および要約(アブストラクト)
※論文は過去に発表されたものでも構いません。ただし、提出については論文要約審査を通過した方々を対象とします。

(2) 応募資格　土地家屋調査士（会員）

(3) 応募方法　応募する論文は原則として 1 人 1 編とし、要約については(7)の E メールアドレス宛てに送信してください。論文については審査の上、発表対象者のみ CD-ROM 及び印刷したものを 2 部ずつ郵送してください。応募原稿及び資料は返却いたしません。

(4) 枚　　数　要 旨　A4 判　1 ～ 2 枚
論 文　A4 判　枚数は制限しません。

(5) 書　　体　用紙：A4 判
フォント：MS 明朝フォント
サイズ：テーマ（14 ポイント太字）、所属会・会員名（12 ポイント）
本文（11 ポイント）

(6) 応募締切　要 旨　2009 年 3 月　2 日（月）※ 3 月下旬に審査通過者に論文を依頼します。
論 文　2009 年 4 月 30 日（木）

(7) 送 付 先　要 旨　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
※メールタイトルを「広報部募集論文」としてください。
※メール本文に「論文テーマ」、「所属会」、「会員名」、「住所・電話番号・FAX 番号」を明記してください。
論 文　日本土地家屋調査士会連合会　広報部 行

(8) 問合せ先　日本土地家屋調査士会連合会事務局　広報担当
〒 101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目 2 番 10 号
土地家屋調査士会館
TEL：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059

(9) 論文発表　地理空間情報フォーラム 2009
日時：2009 年 6 月 17 日（水）　午前 10 時～（予定）
会場：パシフィコ横浜

※なお、発表していただいた論文につきましては、連合会報に掲載することを予定しております。

私たちの「みらい」を考えよう！

土地家屋調査士制度制定60周年 記念事業企画案募集

平成 22 年に土地家屋調査士制度制定 60 周年の節目を迎えるに当たり、連合会では「制度制定 60 周年記念事業準備委員会」を組成しました。委員会では、記念事業として、「新地籍時代の到来」（仮）をテーマに、連合会と土地家屋調査士会が連携し、全国レベルおよびそれぞれの地域社会に根ざした効率的な広報活動を目指しています。

私たちのこれまでの 60 年を振り返り、これから「土地家屋調査士」が社会で果たしていく役割を、内外に向けて幅広く発信していきましょう。

「土地家屋調査士制度制定 60 周年記念事業」として、土地家屋調査士制度を PR できるイベントの企画案を会員の皆様から募集します。

募集要項

1. 募集内容
土地家屋調査士制度を内外に PR できる、イベント案の企画
①それぞれの地域の実情に合ったイベント企画案
②全国どこでも開催可能な共通のイベント企画案

2. 企画作成要領
（1）企画の主旨（200 文字程度）
（2）ターゲット（一般の方、会員、関連業界、隣接資格者等）
（3）具体的な企画案と事業規模（スケジュール含む、文字数に制限はございませんが、1000 ～ 3000 文字程度を目安とします）

3. 締切
第 1 次締切り：2009 年 1 月末日
第 2 次締切り：2 月末日

4. 応募方法
下記まで E-mail または郵送でお送りください。
日本土地家屋調査士会連合会（事務局担当：北村）
〒 101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目 2 番 10 号
E-Mail：rengokai@chosashi.or.jp

5. 発表
入選企画は、企画者の氏名･企画案を 4 月号連合会会報および連合会 HP に掲載し、粗品を進呈いたします。

参考
企画案の例

- 日本地籍学会（仮称）創立記念パーティー
- 地籍等に関するシンポジウムの開催
- 完全復元伊能大図等全国巡回フロア展への参加
- 「ウオーク日本 1800」への参加
- 土地家屋調査士制度に関する演劇・人形劇の開催
- 未登記解消キャンペーン
- 77 条キャンペーン（全国に登記基準点を打ち歩く）
- 「平城遷都 1300 年」への参加
- 出前授業・寄附講座
- 社会貢献
  ユネスコとの連携（ワクチン、植林、古着、学校建設）
  地球温暖化による海面上昇を調査する
  小さい島の地籍図を作り、海岸線の変化を公表
  日本型 ADR の海外へ普及
- 2010 年記念式典（記念碑の建立）

※応募いただいた企画につきましては、連合会の記念事業または各土地家屋調査士会へ提示する企画案として、利用させていただきます。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 11 月 4 日付

東京	7517	長澤	泰山	千葉	2040	渡部	伸
千葉	2041	村上	啓	千葉	2042	立野	雅人
栃木	880	我妻	知紀	静岡	1662	山﨑	直紀
大阪	3044	峯	多良	大阪	3045	稲岡	雅人
兵庫	2337	田代	正幸	兵庫	2338	安西	輝貢
奈良	400	山本	増博	三重	845	水谷潤一郎	
岐阜	1191	鈴木	一平	福島	1435	國井	賞造

平成 20 年 11 月 10 日付

大阪	3046	塩田	征司	和歌山	403	和田	匡広
福岡	2136	大庭	良紀	鹿児島	1011	興松	久夫

平成 20 年 11 月 20 日付

大阪	3047	松本	博樹	富山	486	福尾	修二
大分	800	河室	京治	宮城	975	宮﨑	浩一

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 7 月 14 日付

岡山	16	中島	勝重				

平成 20 年 7 月 16 日付

東京	5058	沼尾	茂				

平成 20 年 9 月 16 日付

群馬	761	髙橋	順一				

平成 20 年 9 月 18 日付

鳥取	231	花岡	宇逸				

平成 20 年 9 月 19 日付

岡山	1027	古田	一郎				

平成 20 年 9 月 30 日付

高知	582	谷	信男				

平成 20 年 10 月 5 日付

大阪	1189	山県	睦夫				

平成 20 年 10 月 7 日付

神奈川	1796	重田	堅一	岡山	953	大野	真伸

平成 20 年 10 月 9 日付

栃木	411	知久	勇				

平成 20 年 10 月 12 日付

岩手	951	松浦	和博				

平成 20 年 10 月 14 日付

福岡	1763	江口	行雄				

平成 20 年 10 月 19 日付

岡山	23	湯田	圭次				

平成 20 年 10 月 24 日付

大阪	1882	梶	良光				

平成 20 年 10 月 25 日付

栃木	679	大平	廣一	熊本	372	木下	重信

平成 20 年 11 月 4 日付

東京	5796	栄多	克郎	東京	6264	秋山	博昌
神奈川	1356	中野	博司	千葉	1914	田村	安克
千葉	1995	江口	隆晴	新潟	601	高橋	静夫
大阪	734	成田	三郎	大阪	1115	西出	義史
兵庫	1174	岩佐	秀夫	兵庫	1549	神吉	弘之
兵庫	1746	辻政右衛門		岐阜	1072	水野	宏昭
長崎	558	山本	愿	鹿児島	662	庭田	一治
鹿児島	978	中嶋	徳幸				

平成 20 年 11 月 10 日付

千葉	1726	舩津	宏明	静岡	947	鷲巣	勝祐
大阪	1773	山村	宗春	大阪	2671	乾	聖司
兵庫	1906	町田有起男		佐賀	397	山下	馨

平成 20 年 11 月 20 日付

東京	931	岩舘	武	東京	5985	岡田	仁志
群馬	784	鳥羽	義昭	山梨	368	川口	康博
大阪	668	西村	達男	大阪	1384	藤岡	優介
大阪	1780	寺田	隆幸	愛知	1845	久保	雄次
三重	260	森川	正	宮崎	702	松本	基則
岩手	848	菅原	眞	青森	334	葛西	健

土地家屋調査士の本棚

全訂 不動産表示登記入門

清水　湛　監修・新井克美　著

A5 判・544 頁・定価 3,800 円（税込）　割引価格 3,400 円（税込）送料 300 円

平成 16 年の不動産登記法令の全面的改正を踏まえた不動産の表示に関する登記について、法務省民事局民事第二課の最新の見解に沿いつつ、初学者にも役立つように根拠法令や先例等を多く示しながら一問一答で 117 項目につき解説するとともに、書式 30 余例の作成上の留意点をも詳説した土地家屋調査士試験受験者はもとより法務局職員や実務家も必須の書！

公証 Q & A―公証役場へ行こう！

財団法人東京公証人協会　公証問題研究会　編著

A5 判・296 頁・定価 2,900 円（税込）　割引価格 2,600 円（税込）送料 300 円

＜推薦の言葉＞この度、「公証 Q & A ―公証役場へ行こう！」が発刊されることになりました。今、我が国は、訴訟社会に陥る危険な状況にあります。公証制度は、この危険から国民を守るために、紛争の事前予防制度として設けられたものですが、まだ市民の皆さんに十分知られているとはいえません。

本書は、公証実務に精通した多くの公証人が、公証制度利用上の問題点について、質問解答方式で、分かりやすく説明したものです。知的財産保護、年金分割などの新しい公証実務にも触れられています。こんなことにも公証役場が利用できるのか、と驚かれることもあるでしょう。

本書が、公証人、弁護士、司法書士、行政書士などの法律専門家のみでなく、市民の皆様の法的問題解決にも役立つものとなっています。広く活用されることを願って、推薦します。

（平成 20 年 11 月　日本公証人連合会会長　渡部正和）

香川保一　随筆集 春風秋雨（二）

香川保一（元最高裁判所判事）著

新書判・264 頁・定価 800 円（税込）　割引価格 640 円（税込）送料 100 円

四季の風情観察、政治や裁判、社会時評、人間性探求！
豊富な感性と経験から導き出され人の心になごみを与える。
早計を戒め熟慮断行への道程を説く、すぐれたエッセイ集!!
※既刊春風秋雨（一）の注文も承ります。
定価 800 円（税込）割引価格 640 円（税込）送料 100 円

書籍申込書　　社団法人　民事法情報センター 行　　FAX：03-3355-2516

お申込冊数	全訂不動産表示登記入門	冊
	公証 Q & A―公証役場へ行こう！	冊
	春風秋雨（二）	冊
	既刊春風秋雨（一）	冊
お届け先 住　所	（〒　　－　　）　　（お支払は書籍に同封の振込用紙をご利用下さい。）	
（フリガナ） 氏　名		
TEL　　－　　－　　／FAX　　－　　－		

（注）FAX 又はホームページでお申し込み下さい。

発行・販売　社団法人 民事法情報センター
〒 160-0004 東京都新宿区四谷 2 丁目 14 番 8 号 YPC ビル 2 階
TEL：03-3355-2515　FAX：03-3355-2516
E-mail：order@minjihou.or.jp　URL：http://www.minjihou.or.jp/

ブロック新人研修開催公告

平成 20 年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

東北ブロック協議会

記

開催日時	平成21年3月5日（木）午後1時30分　開始
	平成21年3月7日（土）正午　終了
開催場所	秋田県秋田市中通7丁目2番1号
	「ホテルメトロポリタン秋田」　電話 018-831-2222
申込手続	
受付期間	平成21年2月6日（金）まで
申込先	所属土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない土地家屋調査士会会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、 申し込み先までお問い合わせください。

編集後記

◎米国発、金融資本主義の瓦解の影響を受け、気の滅入る年を越し、新年を迎えました。
金融危機による景気減退の波紋は地方にも影響が出ています。2001 年から 2007 年までには、多くの派遣労働者とワーキング・プアを生産しながら、日本は円安と世界の消費にたずさわり貿易黒字約 122 兆円を得たわけですが、多くの世帯では実りの果実を味わうこともなく、派遣労働者からは『派遣』と『労働』が喪失し、ワーキング・プアからは『ワーキング』が失われ、年末年始の衣食住欲しさに軽犯罪を犯すといった本末転倒、支離滅裂な事件も各地で発生しています。高知では観光地のド真ん中で、白昼、男女の傷害事件がありました。『現在同居中の元夫婦』から想像してみてください。詳細は書けませんが、可愛そうなのは子供です。次世代を犠牲にした自分勝手な大人の行動ほど、人として“尊厳”に欠けるものは無いと思います。また、私の事務所の駐車場では、白昼から下半身裸の女性が頭から血を流し、横たわっていた事件も発生し、すわ！“境界殺人？”（報道ステーション“境界トラブルで殺人事件”特集の翌日の出来事で）物々しい大騒ぎとなりました。死にきれなかったらしいけど、迷惑な話です。
◎気分一新！皆様、明けましておめでとうございます。NHK の今年の大河ドラマ【天地人】では、越後の名将　直江兼続（なおえかねつぐ）の生涯が描かれます。かの家康ですら恐れて宇和島（愛媛県）に領土を与え勢力を削いだと云われる独眼竜政宗こと伊達政宗に対しての逸話。
江戸城内にての話。素知らぬ顔で政宗とすれ違った兼続に対して、政宗が「陪臣の身で大名に会釈せぬとは無礼ではないか？」と咎めたところ、兼続応えて曰く「これは、無礼いたしました。これまで戦場にて相まみえる間柄ゆえ、後ろ姿しか拝見した事がなくお顔を存じ上げませんでした。」さすがに両者大物、大人の対応をしている。松の廊下における刃傷事件とは違う。「天地人」（火坂雅志／ NHK 出版）では青年時代の兼続が、戦国時代最強と称された武田の騎馬軍団が長篠の合戦で敗れた要因について『時勢に応じて仕組みを変えてゆけぬ者は、滅びるしかない。それが世の定めだ』と語るくだりがある。実に印象的な台詞である。
◎尤も、悲観論は全国一律ではない。ネット通販は進化して市場規模も成長を続けている。暗い時代だからこそ『陽転思考』が重要で、そのためには発想の転換が大前提であろう。来年は土地家屋調査士制度制定 60 周年を迎えます。制定に至るまでの労苦、また制度に今日までたずさわってきた諸先輩方の汗に感謝し、私たちの汗を足して次世代へ。
連合会として、また単位会として共に取組めるイベントをみんなで考えましょう！
～ひとりはみんなのために。みんなはひとりのために～

土地家屋調査士

毎月 1 回 15 日発行
定価　1 部　100 円
1 年分　1,200 円
送料（1 年分）　1,008 円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社